

かごしま

201611
WINTER

No.448

トラック情報

Kagoshima truck information



「希望をまくトラック」平成28年度「夢のあるトラック」絵画コンクール 5年生部門最優秀賞 鹿児島市立八幡小学校 横村美吹紀さん

主な内容

巻頭

「トラックの日」フェスティバル2016を開催しました
第21回全国トラック運送事業者大会が開催されました など

TOPICS

平成28年度第5回正副会長会
平成28年度第3回総務委員会
平成28年度第2回労働・安全・環境対策委員会 など

お知らせ掲示板

高速道路における安全確保徹底のお願い
冷蔵冷凍車の冷凍機の電気配線の安全確保徹底のお願い など

情報ボックス

平成28年度中小企業大学校講座受講促進助成制度のご案内
トラック運送事業者のための人材確保セミナーのご案内 など

公益社団法人

鹿児島県トラック協会 <http://www.kta.jp>

〒891-0131 鹿児島市谷山港二丁目4-15 ☎099-261-1167 E-mail / kentora@kta.jp



高さ制限を超える車両の進入は法令違反です。

積み荷の高さ 知ってますか？

橋げた・橋げた防護工への衝突事故にご注意ください。

東海貨物運送株式会社
 資本金株式会社 全日本トラック協会
 一般社団法人 東京トラック協会 一般社団法人 神奈川トラック協会 一般社団法人 山梨トラック協会 公益社団法人 長野トラック協会 一般社団法人 岐阜トラック協会 一般社団法人 北陸トラック協会
 一般社団法人 静岡県トラック協会 一般社団法人 愛知県トラック協会 一般社団法人 三重県トラック協会 一般社団法人 富山県トラック協会 一般社団法人 滋賀県トラック協会 一般社団法人 大塚県トラック協会
 一般社団法人 全国建設業協会
 一般社団法人 東京建設業協会 一般社団法人 神奈川建設業協会 一般社団法人 山梨建設業協会 一般社団法人 長野建設業協会 一般社団法人 岐阜建設業協会 一般社団法人 北陸建設業協会 一般社団法人 静岡県建設業協会
 一般社団法人 愛知県建設業協会 一般社団法人 三重県建設業協会 一般社団法人 富山県建設業協会 一般社団法人 滋賀県建設業協会 一般社団法人 大塚県建設業協会
 一般社団法人 全国レンタカー協会
 東京県レンタカー協会 一般社団法人 神奈川県レンタカー協会 山梨県レンタカー協会 長野県レンタカー協会 岐阜県レンタカー協会 北陸県レンタカー協会 静岡県レンタカー協会 一般社団法人 愛知県レンタカー協会
 三重県レンタカー協会 富山県レンタカー協会 一般社団法人 滋賀県レンタカー協会 一般社団法人 大塚県レンタカー協会
 一般社団法人 日本海陸運送協 関東本部 一般社団法人 日本海陸運送協 中部本部 一般社団法人 日本海陸運送協 関西本部
 協力 豊洲洋行 神奈川県警本部 山梨県警本部 長野県警本部 岐阜県警本部 北陸県警本部 静岡県警本部 愛知県警本部 三重県警本部 富山県警本部 滋賀県警本部 大塚県警本部

かごしま トラック情報

201611
WINTER
No.448

CONTENTS

巻頭

| | |
|----------------------------|---|
| 「トラックの日」フェスティバル2016を開催しました | 2 |
| 第21回全国トラック運送事業者大会が開催されました | 4 |

TOPICS

| | |
|---------------------------------|----|
| 平成28年度第5回正副会長会 | 6 |
| 平成28年度第3回総務委員会 | |
| 平成28年度第2回労働・安全・環境対策委員会 | 7 |
| 平成28年度第2回トラビジョン21委員会 | |
| 平成28年度第2回物流効率化委員会 | 8 |
| 平成28年度第2回適正化事業対策委員会 | |
| ダンプカー使用について要望書を提出 | 9 |
| 特殊車両通行許可について要望書を提出 | |
| 曾於市植樹目録贈呈式 | 10 |
| 安全優良事業所支局長表彰 | |
| 平成28年度自動車関係功労者九州運輸局長表彰を授賞 | 11 |
| 物流出前講座(樟南高等学校) | |
| 平成28年度鹿児島県石油コンビナート等防災訓練に伴う資機材運搬 | 12 |

お知らせ掲示板

| | |
|-------------------------------------|----|
| 高速道路における安全確保徹底のお願い | 13 |
| 冷蔵冷凍車の冷凍機の電気配線の安全確保徹底のお願い | |
| 事業用自動車運転者の健康診断状況の確認が強化されました | 14 |
| 大口・多頻度割引の割引率についてのお知らせ | 16 |
| 高速道路における落下物防止徹底のお願い | 19 |
| 不法投棄防止強化月間のお知らせ | 20 |
| 労働保険の加入はお済ですか？ 11月は「労働保険適用促進強化期間」です | 21 |
| 平成28年度第3四半期におけるセーフティネット保証5号再指定のお知らせ | |
| 「過重労働解消キャンペーン」期間のお知らせ | 22 |
| 第56回「正しい運転・明るい輸送運動」実施のお知らせ | 24 |
| 正しい運転・明るい輸送運動表彰のご案内 | 27 |
| 全ト協表彰規程による表彰のご案内 | 28 |
| 平成28年度第2回自動車運送事業者自動車無事故表彰のご案内 | 29 |
| 整備管理者「選任後」研修のご案内 | 30 |
| 運行管理者等基礎講習のご案内 | 32 |
| 運行管理者等一般講習のご案内 | 34 |
| 自動車局メールマガジン「事業用自動車安全通信」の配信登録のお願い | 35 |

情報ボックス

| | |
|--|----|
| 平成28年度中小企業大学校講座受講促進助成制度のご案内 | 36 |
| トラック運送事業者のための人材確保セミナーのご案内 | 38 |
| ETC2.0車載器購入促進助成事業に係る対象機器の型式登録番号変更のお知らせ | 39 |
| 第12回ベストエコドライブ・コンテスト開催のお知らせ | |
| 入退会紹介 | |

交通安全情報

| | |
|------------------|----|
| 交通安全ワンポイント・アドバイス | 40 |
|------------------|----|

Gマークだより

| | |
|--|----|
| 平成29年度安全性評価事業申請に向けた説明会及び事故防止対策セミナーのご案内 | 41 |
| Gマークアンケート集計結果 | 42 |
| 平成28年度9月 巡回指導結果 | |

支部・部会だより

| | |
|-----------|----|
| 支部・部会開催状況 | 44 |
|-----------|----|

資料データ

| | |
|--------------------|----|
| 過積載違反の取締り状況・苦情内容 | 46 |
| 鹿児島県内における交通事故の発生状況 | 47 |
| 軽油価格調査報告 | 48 |

協会の動き(平成28年10月)

| | |
|--|----|
| | 49 |
|--|----|

お知らせカレンダー(平成28年11月)

| | |
|--|----|
| | 50 |
|--|----|

鹿児島県トラック協会年間行事予定表

| | |
|--|----|
| | 51 |
|--|----|

陸災防情報

| | |
|----------------------------------|----|
| 「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」実施のお知らせ | 52 |
| 交通労働災害防止担当管理者等研修会(メンタルヘルス対策セミナー) | 54 |
| 鹿児島県内における労働災害の発生状況 | 55 |

コミュニティ広場

| | |
|--|----|
| | 56 |
|--|----|

トラックの日 フェスティバル 2016 を開催しました

日時:平成28年10月16日(日)
場所:マリポートかごしま



いろんなトラックの展示



Gマークってなに？

安全性優良事業所制度(通称:Gマーク)のPR活動として、Gマークの紹介やGマーク取得事業者へ安全対策の取組みについてインタビューを行いました。



お仕事体験(トラック試乗、高所作業車試乗、冷蔵冷凍車試乗)



平成28年度「夢のあるトラック」絵画コンクール表彰式(入選作品・ペイントトラック展示)

8,115点の応募の中から選ばれた入選作品の展示と、最優秀賞受賞者6名の表彰式を行いました。また、最優秀作品を拡大貼付したペイントトラックを展示しました。



1年生



4年生



2年生



5年生



3年生



6年生



足湯トラック



ミニチュアトラックの展示



魚のつかみどり



NASVAコーナー



その他、下記イベントを用意して、ご来場の皆さんに楽しんでいただきました。

- トラッククイズ大会
- アカペラ
- パルーマン

- クイズラリー
- タヒチアンダンス
- お化け屋敷

- リサイクルフリーマーケット
- キャラクターショー
- 飲食コーナー

第21回 全国トラック運送事業者大会が開催されました

全国から1200人余りの会員事業者が参加
～長時間労働の縮減など9項目を決議～



大会内容

全体会議 第 1 分科会

テーマ

「トラック業界の交通安全対策の推進について」

コーディネーター

株式会社プロデキューブ 代表取締役 **高柳 勝二** 氏

パネリスト

株式会社ジャスト・カーゴ 代表取締役 **清野 敏彦** 氏
高井戸運送株式会社 代表取締役社長 **飯田 勇一** 氏
コフジ物流株式会社 代表取締役社長 **堂坂 佳延** 氏

記念講演会

テーマ

「東洋美人の酒造り」

講師

株式会社澄川酒造場 代表取締役社長 **澄川 宜史** 氏

第 2 分科会

テーマ

「トラック業界の人材確保及び育成について」

コーディネーター

日本PMIコンサルティング株式会社 主席コンサルタント **小坂 真弘** 氏

パネリスト

株式会社ティスコ 代表取締役 **菅原 茂秋** 氏
株式会社カワキタエクスプレス 代表取締役 **川北 辰実** 氏
広島急送株式会社 代表取締役 **寛光 広宣** 氏



● 大会の様子

全体会議では、「取引環境の改善及び長時間労働の縮減」「大口多頻度割引最大50%の恒久化」など9項目にわたる大会決議を満場一致で採択し、参加者全員でガンパローコールを行いました。

大会終了後、懇親会が開催され、全国から集まった事業者が交流を深め、盛会裡に終了しました。

次回大会は、宮城県で開催されます。



大会決議

- 一 取引環境の改善及び長時間労働の縮減
- 一 高速道路料金における大口・多頻度割引最大50%の恒久化
- 一 参入基準の厳格化等規制緩和の見直し
- 一 原価管理に基づく適正運賃の收受
- 一 交通・労災事故の防止及び環境・省エネ対策の推進
- 一 準中型免許の導入に伴う高校新卒者等の人材確保
- 一 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- 一 適正化事業の推進による法令遵守の徹底
- 一 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

平成28年度第5回正副会長会

月日 平成28年10月18日(火)

場所 かごしま県民交流センター

正副会長4名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

(協議事項)

- ・ 第3回総務委員会の進め方について



平成28年度第3回総務委員会

月日 平成28年10月20日(木)

場所 鹿児島県トラック研修センター

委員8名・支部長3名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

(協議事項)

- ・ 支部のあり方について

上記事項について、第2回総務委員会での意見を踏まえて協議を行い、今後のスケジュールを確認し、引き続き協議していくこととなりました。



平成28年度 第2回労働・安全・環境対策委員会

月日 平成28年10月25日(火)

場所 鹿児島県トラック研修センター

委員 7 名・オブザーバー 1 名が出席し、下記事項について協議・報告をしました。

(協議事項)

- ・平成 28 年事業経過報告等について
- ・平成 29 年度事業検討について
- ・トラックの森について

平成 29 年度事業について協議し、トラックの森についてはオブザーバーとして出席されたトラビジョン 21 委員会の田代委員長が報告をしました。



平成28年度 第2回トラビジョン21委員会

月日 平成28年10月4日(火)

場所 鹿児島県トラック研修センター

委員 8 名が出席し、下記事項について協議・報告をしました。

(協議事項)

- ・平成 28 年事業経過報告等について
- ・トラックの森について
- ・平成 29 年度事業検討について

主にトラックの森事業、環境出前講座、平成 29 年度の新事業について活発に協議が行われました。



平成28年度 第2回物流効率化委員会

月日 平成28年10月11日(火)

場所 鹿児島県トラック研修センター

委員6名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

(協議事項)

- ・平成28年度事業経過報告について
- ・物流出前講座について
- ・物流に関する意見交換会について
- ・平成29年度事業について

平成29年度事業について検討し、引き続き協議していくこととなりました。



平成28年度 第2回適正化事業対策委員会

月日 平成28年10月19日(水)

場所 鹿児島県トラック研修センター

委員5名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

(協議事項)

- ・平成28年度事業計画及び事業経過報告について
- ・平成29年度事業の検討について
- ・今後の安全性評価事業の取組みについて

Gマークラッピングトラックについて、トラックの日の展示とGマークコーナーでのPR活動報告及び平成29年度も引き続き3台実施することが決定しました。また、安全性評価事業の取組みとして、アンケート結果を基に、平成30年度まで計画的に認定率アップを図っていくことが決定しました。



ダンプカー使用について 要望書を提出

月日 平成28年9月23日(金)

場所 鹿児島運輸支局 他

9月23日(金)に中村会長、川越ダンプ部会長らが鹿児島県運輸支局、鹿児島港湾・空港整備事務所、鹿児島県土木部、一般社団法人鹿児島県建設業協会を訪問し、ダンプカー使用に関する要望活動を行いました。

要望事項

1. 公共工事発注時の緑ナンバーダンプの使用（特記仕様書への明記）
2. 違法白トラの排除及び指導、監督の強化
3. 交通事故防止及び過積載防止
4. 公正な取引条件の確保について受注業者への指導



特殊車両通行許可について 要望書を提出

月日 平成28年9月27日(火)

場所 鹿児島国道事務所

9月27日(火)に野崎重量部会長が鹿児島国道事務所を訪問し、特殊車両通行許可に関する要望活動を行いました。

要望事項

1. 特殊車両通行許可申請の個別審査に係る期間短縮等について
2. 特殊車両通行許可条件におけるC条件の緩和について



曾於市植樹目録贈呈式

月日 平成28年10月12日(水)

場所 曾於市役所 市長室

トラックの森プロジェクトの新事業「地域に輪を広げ、次世代に繋がる植樹活動」として、昨年度の霧島市に続き、今年度は曾於市おおすみ弥五郎伝説の里に植樹することとなり、中村会長、脇大隅北支部長、芳田労働・安全・環境対策委員長、田代トラビジョン21委員長が曾於市役所を訪問しました。中村会長より五位塚市長へ植樹苗木代として目録を贈呈しました。

平成28年度安全性優良事業所
鹿児島運輸支局長表彰を2社が受賞

月日 平成28年10月20日(木)

場所 鹿児島県トラック研修センター

平成28年度安全性優良事業所鹿児島運輸支局長表彰式が、10月20日(木)鹿児島県トラック研修センターで執り行われ、下記の事業所が受賞されました。なお、この賞を受けることができる事業所は、安全性優良事業所の認定を連続して10年以上受けている等、一定の基準を満たした事業所に授与されます。

- ・(株)外蘭運輸機工 本社営業所
- ・内田運輸(株) 鹿児島営業所



平成28年度自動車関係功労者 九州運輸局長表彰を授賞

【月日】 平成28年10月20日(木)

【場所】 西鉄グランドホテル(福岡市)

平成28年度自動車関係功労者九州運輸局長表彰授賞式が執り行われ、鹿児島県からは下記の方々が受賞されました。おめでとうございます。

【事業役員部門】

上笹貫 昭 様 (株式会社 昭和貨物)

【従業員部門】

寶藏 奈美子 様 (株式会社 昭和貨物)

野島 隆司 様 (株式会社 昭和貨物)

四釜 千春 様 (株式会社 肥後産業)

【運転者部門】

坂元 憲慈 様 (株式会社 昭和貨物)

井上 吉男 様 (株式会社 昭和貨物)

福島 和弘 様 (株式会社 昭和貨物)

吉丸 福幸 様 (株式会社 昭和貨物)

小川 元信 様 (株式会社 肥後産業)

二田 和文 様
(日本通運 株式会社 鹿児島支店)

物流出前講座(樟南高等学校)

【月日】 平成28年10月25日(火)

【場所】 樟南高等学校

■講座の目的

高校生を対象にトラック運送業界の日頃の活動を紹介する等を通して物流に関心を持ち、将来の進路選択に役立ててもらおうこと

■受講者数

工業課1～3年生 240名

■講座内容

- ・物流の概要
 - ・運送会社の仕事紹介
- 【講師】 物流効率化委員



平成28年度鹿児島県石油コンビナート等 防災訓練に伴う資機材搬送訓練

月日 平成28年10月17日(月)、20日(木)

場所 JX喜入石油基地(株)

■内容

平成28年10月18日(火)に開催された平成28年度鹿児島県石油コンビナート等防災訓練に伴う資機材搬送訓練を下記事業者が行いました。

本訓練は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、災害発生時の初動体制と迅速・的確な災害応急活動や、防災関係機関との連携を保ちながら、被害を最小限にとどめると共に、地域住民の皆様の安全を確保する防災体制の確立を図ることを目的としています。

■資機材設置 (平成28年10月17日(月))

- ・ ひまわり物流株式会社
- ・ 帝国倉庫運輸株式会社
- ・ 株式会社野崎クレーン
- ・ 鹿児島荷役海陸運輸株式会社



■資機材撤去 (平成28年10月20日(木))

- ・ 有限会社新興運送
- ・ 株式会社丸五運送
- ・ 有限会社マエハタ
- ・ 有限会社善産業



高速道路における安全確保徹底のお願い

平成 28 年 10 月 2 日愛知県の新東名高速道路上り線で、路肩に停車していた高速乗合バスに大型トラックが追突し、車外に出ていたバスの運転者 2 名が死亡し、バスの乗客 2 名とトラック運転者の計 3 名が軽傷を負うという重大事故が発生しました。

今回の事故は秋の全国交通安全運動が終了した直後で、輸送のプロである運送事業者同士の事故であり、基本的な安全確認不足によるものと思われ、自動車運送事業そのものの社会的信頼を大きく失望させるものであるとしています。

(公社)全日本トラック協会では 11 月 16 日から始まる「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画においても、追突事故防止の徹底、高速道路における事故防止の徹底に取り組むこととしています。

大量の輸送需要が見込まれる年末年始に向けて、重大事故を防止し、輸送の安全に万全を期すよう徹底方、よろしくお願いいたします。

【お問合せ】

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部
TEL:03-3354-1045

冷蔵冷凍車の冷凍機の電気配線の安全確保徹底のお願い

平成 27 年 7 月 31 日、北海道苫小牧市苫小牧港沖 45 海里付近で発生した旅客フェリーさんふらわあ だいせつ火災事故について、「船舶事故調査の経過報告について」が公表されました。

当該火災事故については、出火元の特定及び出火原因の究明には未だ至っておらず同委員会による調査が続けられるところであり、また、このモータの配線の結線方法等と出火との因果関係も不明ではありますが、冷凍機を取り扱う専門業者においてはこのような燃った配線は一般的にはなされていないことから、冷蔵冷凍車の冷凍機からの出火防止に万全を期すため、下記のとおり、会員事業者の皆様には冷蔵冷凍車の冷凍機の電気系統の安全確保に努めて頂きますよう、よろしくお願いいたします。

1. 保有する冷蔵冷凍車の冷凍機について、適切な結線方法により配線されていることを点検すること。点検の結果、適切な結線方法により配線されていないことが確認された場合は、専門業者に依頼する等して適切に配線すること。
2. 冷凍機メーカーが推奨する点検（日常、定期、一定距離毎など）を、必要に応じ専門業者に依頼する等して適切に実施すること。
3. 冷凍機に関する電気配線の補修等を行う際には、専門業者に依頼する等して、適切な施工を確保すること。

事業用自動車運転者の健康診断状況の 確認が強化されました

国土交通省は、自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件の改善について、従来より、労働基準監督機関と連携した取組みを進めてきました。

今般、軽井沢スキーバス事故を受けて取りまとめられた総合的な対策（平成 28 年 6 月 3 日）を踏まえ、運転者の労務・健康管理の改善を図り、ひいては事業用自動車の運行の安全を確保するため、国土交通省が更なる連携の強化を図ることになりましたので、お知らせします。

1. 改正概要

相互通報制度における通報対象となる事案の追加（「自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件改善のための指導監督の強化等について」の一部改正について）

【内容】

国土交通省による監査及び厚生労働省による監督において、過労運転等の実態を確認し、道路運送法、貨物自動車運送事業法又は労働関係法に関する重大な違反事実を確認したときは、当該事案を相互に通報することにより監査・監督の端緒とする制度があります。

今般、事業用自動車の運転者の労働条件を改善するため、この対象に、労働安全衛生法に基づく健康診断の未受診に係る事案を追加し、過労運転の防止に向け、一層、厚生労働省との連携を強化します。

なお、相互通報制度は、自動車運送事業全般を対象としています。

相互通報制度の詳細は、次のページをご確認ください。

【参考】

運輸局等から労働基準監督機関への通報件数（平成 27 年度）：364 件

運輸局等における労働基準監督機関からの通報受理件数（平成 27 年度）：786 件

2. 施行時期

平成 28 年 8 月 8 日

【お問合せ】

国土交通省 自動車局安全政策課 勝亦、黒崎
TEL:03-5253-8566 FAX:03-5253-1638

労働基準監督機関と地方運輸機関との相互通報制度

通報制度概要

労働基準監督機関と地方運輸機関が監督等の結果を相互に通報し、これに基づき、それぞれが調査等の上、所要の措置を講じ、自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図る。

通報事案（下線部を追加）

1 労働基準監督機関から地方運輸機関への通報

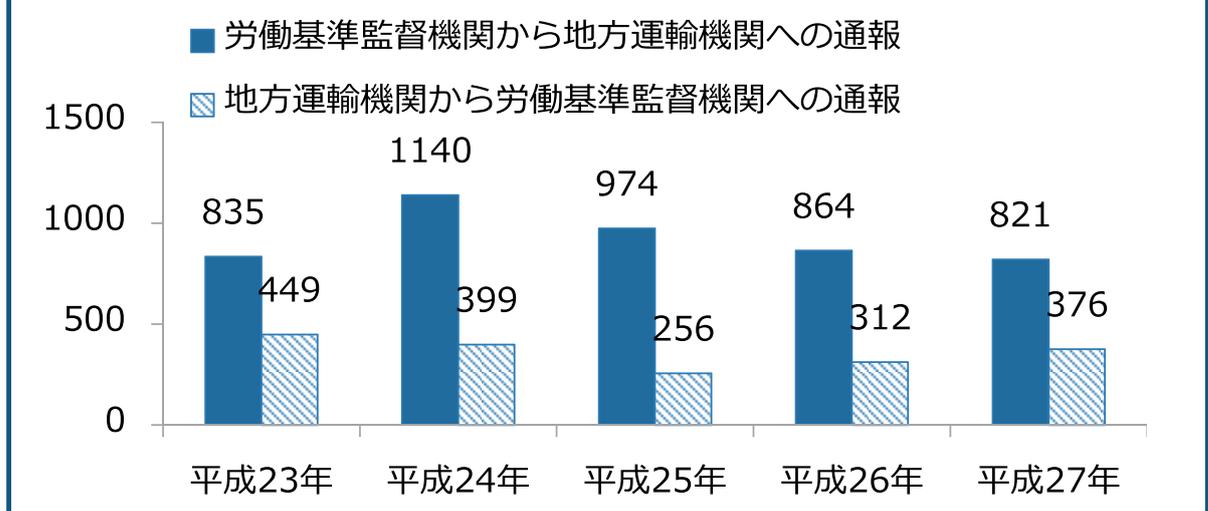
臨検の結果、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の運行管理に関する規程に重大な違反の疑いがあると認められた事案

- (1) 改善基準告示（※）違反
- (2) 最低賃金法違反
- (3) 労働安全衛生法（健康診断）違反 等

2 地方運輸機関から労働基準監督機関への通報

監査の結果、自動車運送事業者について労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法（健康診断）、改善基準告示について重大な違反の疑いがあると認められた事案

【相互通報制度の実施状況】



(参考)

健康起因事故の報告件数



国土交通省「自動車運送事業用自動車事故統計年報」より

大口・多頻度割引の割引率についてのお知らせ

従来のETC搭載車に対する大口・多頻度割引に係る経過措置について、NEXCO 3社が下記のとおり発表しました。また、高速道路6会社が車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の見直しについても発表しましたので、併せてお知らせします。

詳細については、各高速道路会社のホームページでご確認ください。

平成28年9月29日

東日本高速道路株式会社

中日本高速道路株式会社

西日本高速道路株式会社

大口・多頻度割引の割引率について

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社は、平成28年4月以降、車両単位割引の10%拡充措置については、ETC2.0搭載車両に限り適用することを基本とし、経過措置として、従来ETC搭載車にも半年程度を目途に適用しておりました。

今般、ETC2.0の普及状況も踏まえ、当該経過措置については、期間を3ヶ月延長した上で、平成28年12月末をもちまして終了することとなりましたのでお知らせいたします。

車両単位割引率(高速国道・一般有料道路ともに)

【現行】

| 自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額 | 割引率 |
|-----------------------|-----------|
| 5千円を超え、1万円までの部分 | 10% (20%) |
| 1万円を超え、3万円までの部分 | 20% (30%) |
| 3万円を超える部分 | 30% (40%) |

※ () 内は、ETC2.0搭載車両に限り適用される割引率です。(平成29年3月末まで)

なお、経過措置として、平成28年4月1日以降、一定期間は従来のETC搭載車にも適用します。



【変更後】

| 自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額 | 割引率 |
|-----------------------|-----------|
| 5千円を超え、1万円までの部分 | 10% (20%) |
| 1万円を超え、3万円までの部分 | 20% (30%) |
| 3万円を超える部分 | 30% (40%) |

※ () 内は、ETC2.0搭載車両に限り適用される割引率です。(平成29年3月末まで)*注

なお、経過措置として、平成28年4月1日から平成28年12月31日までは従来のETC搭載車にも適用します。

*注) ETC2.0搭載車両を対象にした割引率の拡充については、平成30年3月末まで1年延長する予定

平成28年9月29日
 東日本高速道路株式会社
 中日本高速道路株式会社
 西日本高速道路株式会社
 首都高速道路株式会社
 阪神高速道路株式会社
 本州四国連絡高速道路株式会社

車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の見直しについて

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下「高速道路6会社」という。)は、平成28年10月1日から車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、割引停止措置等に反映することとしています。

高速道路6会社では、重量超過等の違反が後を絶たず、道路を著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、道路構造物の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的として、違反車両に対する徹底した指導取り締まりとあわせ、以下のとおり、平成29年4月1日から高速道路6会社各々の大口・多頻度割引制度において、車両制限令違反者に対する割引停止措置等を見直しすることとしましたので、お知らせします。

1. 割引停止措置等の見直し内容

(1) 違反点数等の見直し

1) 【即時告発】悪質な違反者(重量が基準の2倍以上)に対する対応強化

現行

| 即時告発の結果 | 措置(※) |
|---------|-------|
| 有罪 | 割引停止 |
| 不起訴 | — |



平成29年4月1日～

| 即時告発の結果 | 措置(※) |
|---------|---------------------------|
| 有罪 | 即時告発をもって一部割引停止 (1か月以上) |
| 不起訴 | |

(※)即時告発の結果にかかわらず、違反に応じた点数は別途加算します。

2) 【点数区分】措置命令等の発出基準に応じた違反点数区分の見直し

現行

| 違反種別(※) | 点数 |
|----------|---------|
| 指導警告 | — |
| 措置命令A | 3点～15点 |
| 措置命令B又はC | 5点～15点 |
| 即時告発相当 | 15点～30点 |



平成29年4月1日～

| 違反種別(※) | 点数 |
|----------|-----|
| 指導警告 | 3点 |
| 措置命令A | 5点 |
| 措置命令B又はC | 15点 |
| 即時告発相当 | 30点 |

(※)違反種別(指導警告、措置命令A～C)の用語の定義については、各高速道路会社のホームページでご確認ください。

『即時告発相当』とは、措置命令B又はC相当の違反のうち重量が基準の2倍以上の違反を指します。

(2) 累積期間等の見直し

1) 違反点数の累積期間を3か月(現行)から2年間(平成29年4月1日～)に拡大

現行

| 累積期間 | 適用要件 |
|--------------|----------------------------------|
| 3か月 (四半期) | 高速道路6会社が指定する四半期において違反を繰り返した場合に適用 |

平成29年4月1日～

| 累積期間 | 適用要件 |
|------|------------|
| 2年間 | 累積点数に応じて適用 |

2) 違反点数の累積

現行

| 違反点数 | 措置内容 |
|----------------------------|--------------------|
| 30点 | 講習会等による指導及び警告 |
| 上記に定める警告期間内に30点以上 | 一部割引停止 又は一部利用停止 |
| (※)割引停止・利用停止は1年以内の期間を定めて設定 | |

平成29年4月1日～

| 累積違反点数 | 措置内容 |
|--------|-------------|
| 30点 | 講習会等による指導 |
| 60点 | 一部割引停止(1か月) |
| 90点 | 一部割引停止(2ヶ月) |
| 120点 | 一部利用停止(1か月) |
| 150点 | 一部利用停止(2か月) |

(※) (1) .1) の即時告発を行った場合は、累積違反点数にかかわらず、「一部割引停止(1か月以上)」を適用します。

【累積違反点数に関する注意事項】

- 累積違反点数150点以降も、30点ごとに一部利用停止期間が1か月ずつ延長されます。
例：累積違反点数180点 ⇒ 一部利用停止(3か月)、210点 ⇒ 一部利用停止(4か月)など
- 割引停止・利用停止の期間中に、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)(以下「NEXCO3社」という。)が定めるETCコーポレートカード利用約款、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)各社の営業規則に違反する行為が認められた場合は、更なる措置が適用されます。

(3) 違反項目の見直し

1) 軸重超過に対する措置命令等の発出基準に応じた違反点数の設定

現行

| 軸重超過 | 点数 |
|----------|----|
| 指導警告 | なし |
| 措置命令B又はC | |

平成29年4月1日～

| 軸重超過 | 点数 |
|----------|-----|
| 指導警告 | 3点 |
| 措置命令B又はC | 15点 |

2. 割引停止措置等の実施方法

詳細等については、各高速道路会社のホームページでご確認ください。

3. 適用開始時期

平成29年4月1日

高速道路における落下物防止徹底のお願い

西日本高速道路(株)は、従来から努めている高速道路における落下物防止について、10月を強化月間としていましたが、引き続きホームページを活用するなどにより落下物防止対策に積極的に取り組まれるようお願いいたします。

高速道路における 落下物は大変危険です！ ～ 出発前には必ず積荷のチェックをお願いします ～

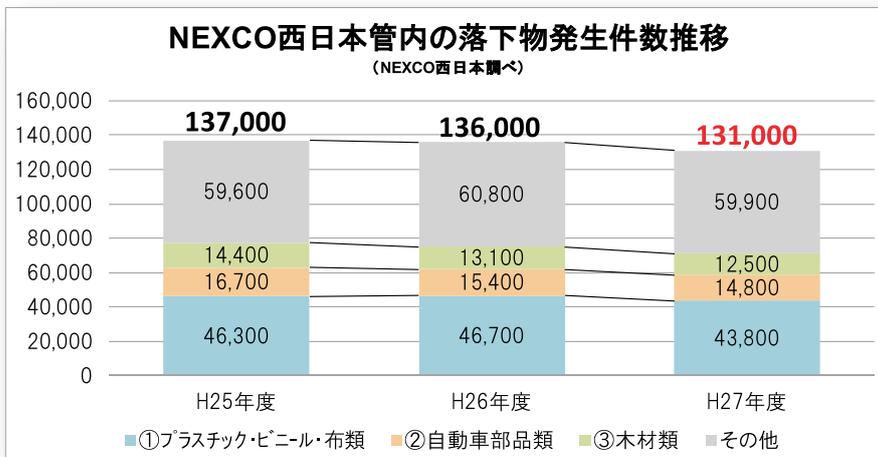
落下物は、後続車両が衝突や乗り上げ、巻き込み等を起こすほか、落下物を避けるため、無理な車線変更を余儀なくされることなどにより、死亡事故や車両火災等の重大な事故に繋がる恐れがあり、落とし主のみならず、多くの方を巻き込む大変危険なものです。

平成27年度の1年間で、NEXCO西日本管内において

約131,000件 ⇒ 1日あたり約360件 ⇒ 約4分に1件

の落下物※が発生しております。

※落下物：NEXCO西日本管内において、交通管理隊が路上障害物として処理した件数(ロードキル含む)。NEXCO西日本調べ



《 出発前チェック及び運転中の再チェックのお願い 》

高速道路では、高速走行によって一般道を走行される場合より積荷等に風圧や振動がかかります。出発前、高速道路走行前には積荷へシートをかけ、ロープで固定するなど、落下防止措置をとっていただくとともに、長距離・長時間走行の場合は、途中のSA・PA等でも再チェックしていただきますようお願いいたします。

《 落下物は落とし主の責任です！ 》

落下物は落とし主の責任であり、交通反則行為となります。また、第三者に損害を与えた場合、落とし主に賠償の責任が生じるほか、道路交通法や「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(自動車運転死傷行為処罰法)」等の違反により法律で罰せられます。



ドライブにはラブがある。
DRIVE & LOVE

みんなでいっしょに
交通事故ゼロを目指すプロジェクト
<http://drive-love.jp>



不法投棄防止強化月間のお知らせ

鹿児島県では、産業廃棄物の不法投棄等の根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定め、不法投棄防止の普及・啓発や産業廃棄物の不法投棄防止パトロール等を強化しています。

不法投棄は重大な犯罪です。県ト協は、平成19年11月、「産業廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を鹿児島県と締結しています。産業廃棄物の不法投棄を発見したら、お近くの地域振興局保健福祉環境部及び支庁保健福祉環境部または県庁廃棄物・リサイクル対策課（電話099-286-3810）までご連絡ください。

いつまでも、いつまでも、
鹿児島豊かな自然を守りたいから。

STOP!
不法投棄

11月は不法投棄防止強化月間です **STOP!**

STOP! 産業廃棄物の不法投棄を発見したら
産業廃棄物 不法投棄110番 **099-286-3810** サンバイゼロ

sanpai110@pref.kagoshima.lg.jp 県庁廃棄物・リサイクル対策課 またはお近くの地域振興局まで 鹿児島県 R100

労働保険の加入はお済ですか？ 11月は「労働保険適用促進強化期間」です

正社員はもちろん、パート・アルバイト・臨時社員など、名称の如何を問わず、一人でも労働者を雇用している事業主の方には労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

○労災保険は、業務又は通勤による労働者の負傷、疾病、死亡等に対し必要な給付を行い、雇用保険は、労働者が失業した場合等に必要な給付等を行います。

○まだ加入手続きがお済みでない事業主の方は、今すぐ最寄りの労働基準監督署又はハローワーク（公共職業安定所）で加入手続きをしてください。

【お問合せ】

鹿児島労働局労働保険徴収室 TEL 099-223-8276
又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)まで

平成28年度第3四半期における セーフティネット保証5号再指定のお知らせ

全日本トラック協会では、トラック運送事業が継続してセーフティネット保証（5号）の業種指定を受けるため、各都道府県トラック協会の協力を得て3カ月毎に実態調査を実施し、その結果を基に、国土交通省・中小企業庁に対して申請を行っております。

トラック運送事業は、平成28年9月30日まで継続して指定されていましたが、今般さらに平成28年10月1日～12月31日についても引続き「業況の悪化している業種」として指定されたことが、経済産業省・中小企業庁から発表されました。

各支援策の詳細は、鹿児島県トラック協会または経済産業省（中小企業庁）のホームページをご覧ください。全日本トラック協会ホームページ（経営改善対策）からもリンクしています。

なお、鹿児島県トラック協会では、「信用保証料助成」を行っております。

【1事業者あたり、保証料1／2助成（上限10万円）】ご利用される場合は、下記へお問合せください。

【お問合せ】

・鹿児島県信用保証協会 TEL:099-223-0273
・各金融機関
・公益社団法人鹿児島県トラック協会 経理課 TEL:099-261-1167

「過重労働解消キャンペーン」期間のお知らせ

厚生労働省では、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進しています。鹿児島県においても、長時間労働者の割合が依然として高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められます。



11月は「過重労働解消

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

知っていますか？

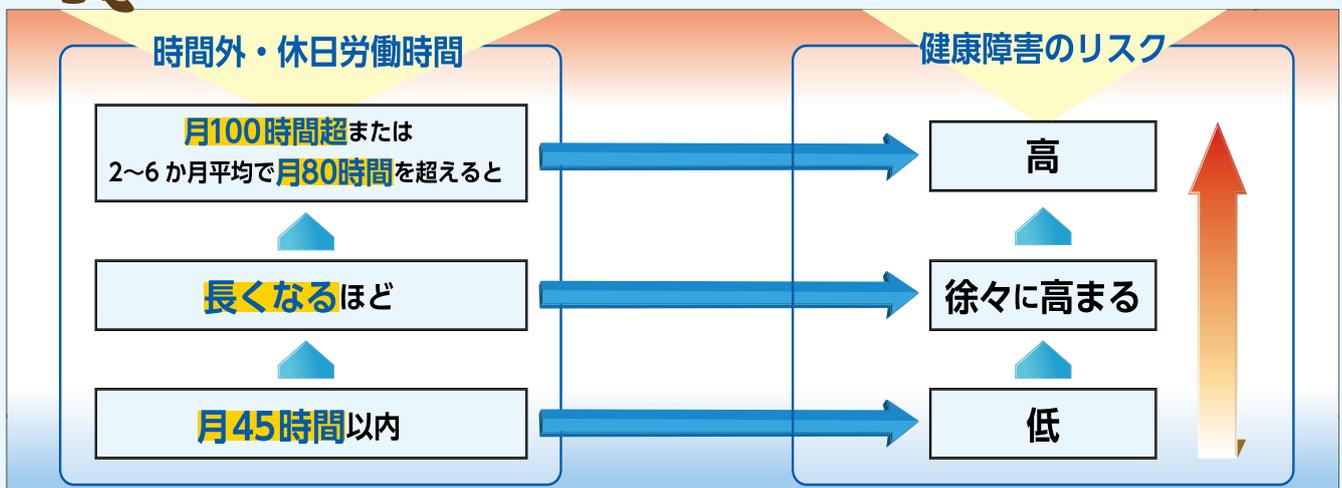


労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患等に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

キャンペーン」期間です。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

- ①時間外・休日労働時間を削減しましょう。
 - 36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準^{※3}に適合したものとする必要があります。
 - 特別条項付き協定^{※4}により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
 - 休日労働についても削減に努めましょう。
- ②年次有給休暇の取得を促進しましょう。
 - 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- ③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。
 - 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
 - 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{※5}

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月、厚生労働省）

※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成18年3月、厚生労働省）

※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号）

※4 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結ばば、1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。

※5 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成28年11月6日(日) **休日電話相談 ▶ 0120-794-713** にご相談ください。

フリーダイヤル なくしましよ 長い残業

第56回「正しい運転・明るい輸送運動」実施のお知らせ

全ト協では、年末年始に向けた事故防止対策として、次のとおり標記運動の実施計画を策定しました。

今回の実施計画では、交差点における歩行者や自転車が関係する事故が増加している状況を踏まえ、昨年度の実施計画の重点項目である「交差点における事故防止の徹底」に追突事故防止を加え、「追突事故及び交差点における事故防止の徹底」が事故防止の重点項目として追加されています。

会員事業者におかれましては、実施計画を基に本運動を推進していただきますようお願いいたします。

目的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

運動期間

平成28年11月16日（水）から平成29年1月10日（火）まで

主催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに各都道府県トラック協会

後援

国土交通省、警察庁

実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。なお、(1)～(6)を重点項目とする。

(1) 荷役作業時の安全確保の徹底

経営者及び管理者は、荷主等との運送契約時において、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等について適切な取り決めを行うよう努める。また、取り決めた荷役作業の内容を「安全作業連絡書」等にまとめ、作業者に周知するとともに、墜落等の危険を伴う作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。（参考：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」）

(2) 健康診断の受診の徹底

経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。

(3) 確実な点呼の実施

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

(4) 飲酒運転及び危険ドラッグの根絶

運行管理者は、酒気帯び運転、飲酒運転及び危険ドラッグの使用による運転及び事故の根絶を図るため、社内安全教育や点呼時等において、それらによる運転の悪質性・危険性を十分に理解させ、飲酒運転及び危険ドラッグの根絶を徹底させる。

(5) 過労運転防止の徹底

運行管理者は、繁忙期にありがちな無理な運行計画を避け、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、運転者の過労運転防止に努める。

(6) 追突事故及び交差点における事故防止の徹底

運行管理者は、全ト協制作の『トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～』及び『トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～』※を活用した運転者への指導・教育を実施し、追突事故及び交差点における事故防止の徹底に努める。

※全ト協ホームページ

<http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/kousaten-jikobousi.html>

(7) 高速道路における事故防止の徹底

高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後 1 時間以内に発生しており、運行管理者は、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

(8) 車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

(9) 正しい積付け・固縛方法の徹底

荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

(10) エコドライブの推進

燃料の使用量を削減し、CO₂ 及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であり、また、一層の事故防止を図る観点から、エコドライブを徹底させる。

(11) 運輸安全マネジメントの徹底

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

(12) 安全意識の高揚

経営者は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常にやさしさと思いやりのある運転を心掛ける。

(13) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

会員事業所の実施要領

- ①自社広報誌等の利用、あるいは配布された、また自社作成のポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の実施事項を徹底し、一層の事故防止と輸送品質の向上を図る。
- ②安全対策を検討する際は、全ト協が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に活用する。
※全ト協ホームページ
http://www.jta.or.jp/member/pf_kotsuanzen/kotsuanzen_ichiran.html
- ③授業員に対し必要な教育、現場指導を行い、また、トラック協会が行う研修会、講習会等に必要な従業員を積極的に参加させる。
- ④安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る。

第 56 回正しい運転・明るい輸送運動

検索



【お問合せ】

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部
TEL:03-3354-1045

正しい運転・明るい輸送運動表彰のご案内

(公社)全日本トラック協会では、「正しい運転、明るい輸送運動表彰」を下記の基準により表彰することになりました。

会員事業所におかれましては、表彰基準により県ト協までご推薦ください。

1. 表彰基準

- ① **本運動期間中（平成 28 年 11 月 16 日～平成 29 年 1 月 10 日）**に無事故であり、かつ本運動を含む歴年の一年間に傷害以上の大きな事故を起こさなかった従業員および事業所（車両の損壊、作業事故、交通事故等すべてを事故とみなし、歴年とは 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までをいう。）
- ② 本運動期間中に本運動の目標に沿う事項に関し、関係当局、地方公共団体あるいは荷主から、感謝もしくは表彰された従業員および事業所もしくは団体
- ③ 荷役機械、自動車部品および作業方法等の発明、考案もしくは改良を行ない、事業経営の改善向上に寄与した者
- ④ 人命救助、重大事故もしくは危険物の事故防止に功績のあった者
- ⑤ その他、事業経営の改善向上、交通事故防止、作業安全およびサービス向上等に関し、著しく功績のあった従業員および事業所もしくは団体

2. 表彰定数

鹿児島県の定数 事業所 1 従業員 2 人

3. 提出書類

- ① 事業所表彰 推薦者名簿（様式 1）
 - ② 従業員表彰 推薦者名簿（様式 1）、運転免許証のコピー
- ※上記書類はホームページでダウンロードいただくか、県ト協までお問合せください。

4. 提出期限

平成 29 年 2 月 3 日（金）

【お問合せ及び提出先】

〒891-0131

鹿児島市谷山港2-4-15

公益社団法人鹿児島県トラック協会 総務企画課

TEL:099-261-1167

全ト協表彰規程による表彰のご案内

(公社)全日本トラック協会では、本年度も標記表彰を行います。
会員事業所におかれましては、下記表彰基準を満たされる方を県ト協までご推薦ください。

1. 表彰基準

(1) 事業役員・団体役員

県外本社事業者は除く。ただし、本社所在地で陸運関係の事業を営んでいない事業者はこの限りでない。

- ①トラック運送事業及び運送取扱事業の役員として 20年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者
- ②事業者団体の役員として 15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者

(2) 運転者・従業員

トラック運送事業の運転者及びその他の従業員並びに運送取扱事業の従業員で次に掲げる者

- ①危難をかえりみず職責を遂行し、または重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な者
- ②有益な発明、考案、改良または研究を行い運送業務に著しい貢献をした者
- ③運転者として30年以上勤務し、成績優秀な者

(3) 上記のいずれかに該当し、かつ鹿児島県トラック協会長表彰を受賞した者

2. 提出書類

- ①功績調書（様式第1号）②履歴書（様式第2号）
- ※上記書類はホームページでダウンロードいただくか、県ト協までお問合せください。

3. 提出期限

平成 28 年 12 月 8 日（木）

【お問合せ及び提出先】

〒891-0131

鹿児島市谷山港2-4-15

公益社団法人鹿児島県トラック協会 総務企画課

TEL:099-261-1167

平成28年度第2回自動車運送事業者 自動車無事故表彰のご案内

九州運輸局では、九州運輸局の管轄する自動車運送事業者の自動車無事故を達成させることにより、その保安の確立を期することを目的に標記表彰を行っています。

下記基準に適合される事業所は、必要書類を作成の上、県ト協までご提出ください。

1. 表彰基準

表彰所定期間中にその責任に属する自動車事故がなく、かつ運輸業務の成績が優良である者

*自動車事故とは、自動車事故報告規則第2条に該当する事故及びその発生が社会に及ぼす影響が大きいと認められる事故等をいう。

2. 表彰所定期間（無事故表彰期間）

事業用自動車（被けん引自動車を除く）数の区分に応じ次に定める期間とする。

| 事業用自動車数 | 期間 |
|-------------|------|
| 7両以下 | 5年 |
| 8両～10両 | 4年 |
| 11両～20両 | 3年 |
| 21両～40両 | 2年 |
| 41両～80両 | 1年6月 |
| 81両～160両 | 1年 |
| 161両～300両 | 9月 |
| 301両～600両 | 6月 |
| 601両～2,000両 | 3月 |
| 2,001両以上 | 2月 |

3. 表彰所定期間の始期

- (1) 営業開始の日
- (2) 自動車事故を起こした場合は、その事故発生日の翌日
- (3) 表彰を受けた場合は、その表彰期間終了日の翌日
- (4) 表彰を取り消された場合は、その取り消しの日から1年後の日
- (5) 隠蔽された欠格事項が発見された場合は、その事実が運輸局長によって確認された日から1年後の日
- (6) 関係法令違反に伴い行政処分を受けた場合は、その処分の日の翌日。ただし、事業の停止又は事業用自動車の使用停止の行政処分を受けた場合は、その停止期間の終了日の翌日

*表彰に際しては

- (1) 別添報告書様式を「A判」サイズで報告する。
- (2) 様式は別添様式「様式1：自動車無事故報告書」「様式2：最近における運輸業務等の実績」「様式3：重大事故、軽微事故調査」「運行管理者、整備管理者の講習及び研修の受講を証する書面並びに運行管理規程、整備管理規程」の他、運輸局が求める関係書類を3部ご提出ください。

※ 上記書類はホームページでダウンロードいただくか、県ト協までお問合せください。

4. 提出期限

平成28年11月11日（金）

【お問合せ及び提出先】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 総務企画課
TEL:099-261-1167

整備管理者「選任後」研修のご案内

◆重要◆今年度から事前申込が必要です。

整備管理者に対する研修が下記の通り実施されます。整備管理者は、2年に一回の研修受講の義務がありますので必ず受講をお願いします。

鹿児島運輸支局へ選任届出をしている整備管理者が対象です。

| 開催日時 | 開催場所 | 受講対象 | 定員 |
|----------------|--------------------------------|---------|------|
| 平成28年11月17日(木) | 沖永良部島漁業協同組合研修センター (大島郡和泊町) | 全事業者 | 80名 |
| 平成28年12月1日(木) | 鹿児島県トラック研修センター (鹿児島市谷山港2丁目) | バス・タクシー | 100名 |
| 平成29年1月23日(月) | 鹿児島県トラック研修センター (鹿児島市谷山港2丁目) | トラック | 100名 |
| 平成29年2月23日(木) | 鹿児島市民文化ホール (鹿児島市与次郎2丁目3番1号) | 全事業者 | 160名 |

※鹿児島県トラック研修センターで受講される場合は、鹿児島運輸支局構内（鹿児島市谷山港2丁目4-1）に駐車ください。

※鹿児島市民文化ホールで受講される場合は、駐車場料金200円がかかります。

※定員になり次第、締切とします。

■研修時間

13時30分～17時00分（受付13時00分～）

9時00分～11時20分（受付8時30分～）沖永良部会場

■受講対象者

1. 平成27年度の整備管理者選任後研修終了以降、新たに選任された者
2. 平成27年度に受講しなかった者
3. 受講を希望する者

※整備主任者研修、自動車検査員研修の受講免除は昨年度より廃止されていますので、整備管理者に選任されている人は必ず受講ください。

■その他

1. 整備管理者手帳・研修受講証をご持参ください。
なお、お持ちでない人は、研修受講証を交付します。
2. 事前の申込が必要です。別紙申込書に必要事項ご記入の上、受講希望日の1週間前までにFAX（099-262-5500）ください。
3. 鹿児島県トラック研修センターには駐車できませんので、ご注意ください。
4. テキスト代は、無料です。
5. 大島、沖永良部会場分については直接、奄美自動車連合会までお問合せください。
(奄美自動車連合会から別途案内が来ます)

運行管理者等基礎講習のご案内

平成 28 年度運行管理者等基礎講習が下記の通り開催されます。

※運行管理者試験を受験する人は、本講習の申込とは別に（公財）運行管理者試験センターへの受験の申請手続きが必要になります。

平成 27 年度より、基礎講習修了証に「旅客」、「貨物」を明示するようになりましたので、予約の際は、希望の業種に間違いのないよう確認をお願いします。

運行管理者試験の受験資格においても、「旅客」・「貨物」の試験区分に応じた基礎講習を修了した者と改訂されておりますのでご注意ください。

実施機関：自動車事故対策機構

1. 開催日時及び場所

| 開催日 | 会場 | 所在地 |
|-----------------|--------------------|--------------|
| 1月16日(月)～18日(水) | 鹿児島県市町村自治会館 4階大ホール | 鹿児島市鴨池新町 7-4 |

講習時間

| | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1日目 10:00～17:00 | 2日目 10:00～17:00 | 3日目 10:00～16:00 |
|-----------------|-----------------|-----------------|

※受付時間（初日）午前 9 時から 9 時 40 分

（注）講習を修了するためには、3日間全ての出席が必要です。

2. 申込み方法

①インターネット予約（申込みは平成 28 年 10 月 4 日（火）から開始）

NASVA ホームページ「<http://www.nasva.go.jp/>」から「講習の予約はこちらから」へお進みください。申込み後は、必ず「講習予約確認書」を印刷し、講習初日の受付時に提出してください。

②インターネット以外の手続き（申込みは平成 28 年 11 月 14 日（月）から定員に達するまで）
鹿児島支所まで連絡（099-225-0782）ください。「基礎講習受講予約申込書」を FAX いたします。

必要事項を記入し、郵送（切手を添付した返信用封筒を添えて）にて申込みください。後日「講習予約確認書」が返送されてきますので、講習初日の受付時に提出してください。

なお、システムの仕様により、インターネット予約優先となりますので、了承願います。

注：申込は先着順で受け付けており、定員になり次第、申込みを締切りますので、予めご了承ください。締め切り：平成 29 年 1 月 11 日（水）

3. 携行品

- (1) 「講習予約確認書」
- (2) 受講料 8,700 円（税込）（※初日の受付時に現金で徴収します。）
- (3) 写真 1 枚 縦 3.0cm × 横 2.4cm（既に手帳の交付を受けている人は必要ありません）
- (4) 運行管理者等指導講習手帳（既に手帳の交付を受けている人）
- (5) 筆記用具等

4. 講習修了証書等の交付

3 日間の基礎講習を全て受講し、試問の結果が一定基準に達した人に、運行管理者等指導講習手帳（講習修了の証明）と、修了証書を交付します。

5. その他

- (1) 来場の際には、公共交通機関のご利用をお願いいたします。自家用自動車でお越しの方は、近隣の有料駐車場をご利用ください。(県庁には駐車できません。)

実施機関：みゆき学園

1. 開催日時及び場所

| 開催日 | 会場 | 所在地 | 定員 |
|------------------|---------|------------|-----|
| 11月14日(月)～16日(水) | 警友自動車学校 | 都城市都北町7333 | 80名 |
| 1月18日(水)～20日(金) | 警友自動車学校 | 都城市都北町7333 | 80名 |

講習時間

| | | |
|-----------------|-------------------------------------|-----------------|
| 1日目 10:00～17:00 | 2日目 10:00～15:00(旅客) 13:00～17:00(貨物) | 3日目 10:00～17:00 |
|-----------------|-------------------------------------|-----------------|

※受付時間 (初日) 午前9時30分～

(注) 講習を修了するためには、3日間全ての出席が必要です。

2. 申込み方法

けいゆう自動車学校ホームページ「<http://www.keiyu-ds.co.jp/>」から「運行管理者等指導講習」へお進みください。受講申込書をダウンロードして、必要事項ご記入の上、FAXまたは郵送で(株)みゆき学園交通安全教育センターまで申込みください。送付いただいた受講申込書に「受講受付印」を押印しFAXで返信します。講習実施日の1週間前までに必着をお願いします。

3. 携行品

- (1) 本人確認書類 (運転免許証等)
- (2) 受講料 8,700円 (税込) (※初日の受付時に現金で徴収いたします。)
- (3) 写真1枚 縦3.0cm×横2.4cm (既に手帳の交付を受けている人は必要ありません)
- (4) 運行管理者等指導講習手帳 (既に手帳の交付を受けている人)
- (5) 筆記用具等

4. 受講時のご注意

- (1) 受講当日は開始時間に遅れないようにお越しくください。遅刻された場合、受講が出来ませんのであらかじめご了承ください。
- (2) 申込み後に受講者の変更又はキャンセルの場合は必ず事前にご連絡ください。
- (3) 駐車場に限りがありますので、できるだけ乗合せてお越しくください。
- (4) 全てのカリキュラムを受講された人に対し、修了証交付します。一部欠席等があると修了証の発行はできず、料金の返金もできませんのでご了承ください。

【問合せ先及び申込書送付先】

独立行政法人 自動車事故対策機構鹿児島支所
〒892-0838
鹿児島市新屋敷町16-401公社ビル420号
電話:099-225-0782
FAX:099-225-0783

株式会社
みゆき学園 交通安全教育センター
〒885-0004 都城市都北町7333
電話:0986-38-1001
FAX:0986-38-0908

運行管理者等一般講習のご案内

※講習の対象者

- (1) 運行管理者に選任されている方のうち、平成 27 年度に受講していない運行管理者
- (2) 初めて選任届出をした運行管理者
- (3) 死者又は重傷者を生じた事故（自動車事故報告規則第 2 条第 3 号に掲げる事故）を起こした営業所
又は、輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者
- (4) 運行管理者の補助者及びその他受講を希望する場合

実施機関：みゆき学園

1. 講習日時及び実施場所

| 開催日 | 対象業態 | 会場 | 所在地 | 定員 |
|-----------|------|-----------|---------------|-----|
| 11月7日(月) | 全業態 | 警友自動車学校 | 都城市都北町 7333 | 80名 |
| 11月20日(日) | 全業態 | ナカムラ自動車学校 | 都城市五十町 4540-3 | 90名 |

※全業態とは、旅客（バス・タクシー）、貨物（トラック）のことでです。

【受付時間】 9:00 ～ 【講習時間】 10:00 ～ 16:00

2. 申込み方法

けいゆう自動車学校ホームページ「<http://www.keiyu-ds.co.jp/>」から「運行管理者等指導講習」へお進みください。受講申込書をダウンロードして頂き、必要事項ご記入の上、FAX または郵送で(株)みゆき学園交通安全教育センターまでお申込みください。ご送付いただいた受講申込書に「受講受付印」を押印し FAX で返信いたします。講習実施日の 1 週間前までに必着をお願いします。

3. 講習の手数料

1名 **3,100円**（消費税を含む） ※鹿児島県トラック協会会員事業者の方は、全額助成

4. 当日お持ちいただくもの

- (1) 運行管理者等指導講習手帳（手帳お持ちでない方は、写真1枚 無帽・正面3分身・縦 3.0cm × 横 2.4cm）
- (2) 本人確認書類（運転免許証等）

実施機関：おんが自動車学校

1. 講習日時及び実施場所

| 開催日 | 対象業態 | 会場 | 所在地 |
|----------|------|----------------|----------------|
| 1月14日(土) | 貨物 | 鹿児島県トラック研修センター | 鹿児島市谷山港 2-4-15 |

【受付時間】 9:00 ～

2. 申込み方法

おんが自動車学校ホームページ「<http://www.sunschool.co.jp/>」から「運行管理者講習ご予約フォーム」へお進みください。また、FAX でのお申込みも受付していますので、申込用紙をダウンロードして頂き、必要事項ご記入の上 FAX (093-293-2427) してください。

なお、ネット予約を優先させていただきますので、ご了承ください。

3. 講習の手数料

1名 **3,100円**（消費税を含む） ※鹿児島県トラック協会会員事業者の方は、全額助成

4. 当日お持ちいただくもの

- (1) 運行管理者等指導講習手帳（手帳お持ちでない方は、写真1枚 無帽・正面3分身・縦 3.0cm × 横 2.4cm）
- (2) 本人確認書類（運転免許証等）

【問合せ先及び申込書送付先】

株式会社 みゆき学園 交通安全教育センター
〒885-0004 都城市都北町7333
電話:0986-38-1001 FAX:0986-38-0908

株式会社 おんが自動車学校
〒811-4303 福岡県遠賀郡遠賀町今古賀81-5
電話:093-293-2359 FAX:093-293-2427

自動車局メールマガジン「事業用自動車安全通信」 の配信登録のお願い

国土交通省が、自動車局メールマガジン「事業用自動車安全通信」の内容をさらに充実させました。会員事業者の皆様は、配信登録に積極的に取り組まれますよう、よろしくお願いします。

メールマガジン「事業用自動車安全通信」

メールマガジン「事業用自動車安全通信」は、各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として毎週金曜日に配信しています。国土交通省HPから配信登録をお願いします。

国土交通省

検索



- ① 国土交通省HPから「自動車」を選択します。



- ② 自動車のページで「自動車総合安全情報」を選択します。

自動車総合安全情報



- ③ 「事業用自動車安全通信」を選択し、配信登録をお願いします。

メールマガジン
「事業用自動車安全通信」

※ 携帯電話、スマートフォンからの登録はこちら



中小企業大学校講座受講促進助成制度のご案内

受講料3分の2を助成します！

業界における経営管理者層の資質の更なる向上を図り、経営基盤の一層の強化を目指す観点から、会員事業者の経営者・管理者等を対象に、中小企業大学校において実施される経営戦略等の講座を受講された場合、受講料の3分の2を助成します。(県ト協3分の1、全ト協3分の1)

●制度の対象となる講座 【今年度の助成対象は、短期講座のみとなります。】

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業にかかわる講座

●手続きフロー

| | | |
|-------|---|---------|
| 会員事業者 | ①別紙「受講申請通知書」、「誓約書」を提出 | 県ト協 |
| | ②受講承認通知 | 県ト協 |
| | ③講座の申込み及び受講料の納付。受講 | 中小企業大学校 |
| | ④受講終了後、「受講修了通知書」、「受講修了証書(写)」、「振込金受取書(写)」を添えて助成金申請 | 県ト協 |
| | ⑤助成金の支払い(受講料の3分の2) | 県ト協 |

※ 1会員からの複数の申込みも受けませんが、**申込みが多い場合は人数を調整いたします。**(ただし、定款第5条 (1) 普通会员の「イ」にあたっては、1名とします。)

※ 「受講申請通知書」「誓約書」「受講修了通知書」は県ト協ホームページからもダウンロードできます。

【中小企業大学校人吉校講座スケジュール】

| 研修分野 | コースNo. | 研修テーマ | 実施期間 | 期間 | 定員(名) | 受講料(税込/円) |
|-----------|--------|----------------------------------|---------------------|-----|-------|-----------|
| 企業経営・経営戦略 | 34 | 九州・沖縄経営者塾【沖縄教室】 ※校外研修 | H28.11.10 | 1日間 | 30 | 16,000 |
| | 20 | 新市場開拓のための戦略づくり | H28.12. 8～H28.12. 9 | 2日間 | 30 | 25,000 |
| | 21 | 女性管理者養成研修 | H29. 1.11～H29. 1.13 | 3日間 | 30 | 31,000 |
| 組織マネジメント | 25 | 部下のほめ方・叱り方とモチベーション管理【部下指導シリーズ ③】 | H29. 2. 7～H29. 2. 9 | 3日間 | 30 | 31,000 |
| 人事組織 | 27 | 部下の戦力化を早めるOJTの進め方 | H29. 2.21～H29. 2.23 | 3日間 | 30 | 31,000 |
| 財務管理 | 19 | 利益計画と資金計画の立て方【財務管理シリーズ ③】 | H28.12. 5～H28.12. 7 | 3日間 | 30 | 31,000 |
| | 36 | 1日でわかる会計情報活用【宮崎教室】 ※校外研修 | H29. 1.19 | 1日間 | 30 | 16,000 |
| 販売マーケティング | 23 | 販売計画の考え方と進め方 | H29. 1.24～H29. 1.26 | 3日間 | 30 | 31,000 |
| | 26 | 新規顧客開拓の考え方と進め方【営業管理シリーズ ③】 | H29. 2.14～H29. 2.16 | 3日間 | 30 | 31,000 |

※ 申込締切日は原則、受講日の20日前までとなります。

※ **申込み状況については、事前にお問合せください。**

(中企) 様式 1

平成 年 月 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会長 中村利秋 殿

住 所
会 社 名
代表者名 ⑩
電話番号

受 講 申 請 通 知 書

下記の者について、中小企業大学校の所定の講座を受講させたいので届け出いたします。

記

1. 学 校 名 中小企業大学校 校
2. 受 講 期 間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日
3. 講 座 名
4. 受講者氏名 (歳)
5. 所属部課名・役職名

※社会保険等加入に係る誓約書を添付してください。

⑩

(各事業共通)

平成 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会
会長 中村利秋 殿

住 所
事業者名
代表者名 ⑩

誓 約 書

弊社は、助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることをここにお誓いいたします。

なお、助成金受領後に助成事業に関する規程第4条及び第9条に反していることが判明した場合、助成金を全額返戻いたします。

トラック運送事業者のための 人材確保セミナーのご案内

トラック運送業界では人材確保対策が喫緊の課題であることから、(公社)全日本トラック協会との共催で、若年、女性ドライバー等の確保、定着、育成等の参考となる標記セミナーを開催します。

1. 開催日時 平成 28 年 12 月 5 日 (月) 13:30 ~ 17:00
2. 開催場所 鹿児島県トラック研修センター 2 階大講堂
(鹿児島市谷山港 2 丁目 4 番 15 号)
3. 対 象 経営者及び人事管理者等
4. 内容(予定) (1) トラック運送業界における人材の状況
(2) トラックドライバーの採用・育成対策 (若年、女性、高齢者等)
 - ① 求人・採用・育成方法
 - ② 社内体制の整備
 - ③ 協会の取組み (インターンシップ登録サイト、助成金等)
 (3) 人材活用による生産性向上 他
 ※使用教材はテキストを使用しますが、セミナー当日、受講者に配布します。
5. 講 師 小坂 真弘 氏 (日本 PMI コンサルティング(株) 税理士・代表取締役社長)
 ※トラック運送会社における経営改善、運賃交渉、人材育成、経営分析
 経営分析、原価計算・原価管理コンサル等
6. その他 セミナー当日は、筆記用具を持参ください。
7. お申込み 受講を希望される際は、下記申込書に必要事項を記入の上、11 月 21 日 (月) までに県ト協 (FAX:099-261-1169) までお申込みください。

【お問合せ及び申込み】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 総務企画課
TEL099-261-1167 FAX099-261-1169

トラック運送事業者のための人材確保セミナー 受講申込書

標記セミナーの受講を申し込みます。

| | | |
|------|------|------|
| 事業者名 | | |
| 申込者名 | (役職) | (氏名) |
| | (役職) | (氏名) |

ETC2.0車載器購入促進助成事業に係る対象機器の 型式登録番号変更のお知らせ

県ト協及び全ト協では標記助成事業を実施していますが、下記のとおり助成対象機器の型式が変更されましたのでお知らせします。なお、同一事業において国の補助金が交付される場合、県ト協・全ト協は助成金を交付しません。

| ETC2.0車載器 型式登録番号変更 | |
|--------------------|-----------------------------------|
| メーカー名: | 矢崎エナジーシステム(株) |
| 型式: | ETC-YD201 |
| 型式登録番号: | 変更前 3026 → 変更後 3047 |
| 備考: | 業務支援用GPS付発話型 |

第12回ベストエコドライブ・コンテスト開催のお知らせ

県ト協主催の第12回ベストエコドライブ・コンテストを実施します。
標記コンテストは日頃から地道に取り組んでいるドライバーをベストエコドライバーとして称揚し、志気の高揚を図ることを目的として開催されます。トラック業界に活気と華やぎを与える選手の雄姿を応援してください。

日時 平成28年11月12日(土)
9:20 ~ 15:45(予定)
場所 運転技能向上センター
(鹿児島市谷山港1-2-1)



入退会紹介

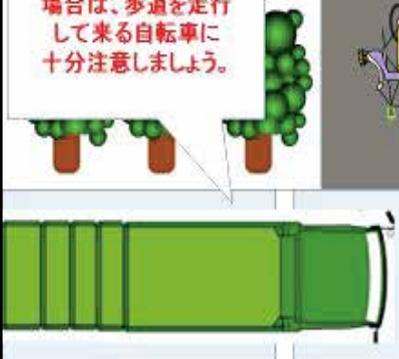
入会

| 入会年月日 | 事業種別 | 事業者名 | 代表者名 | 所属支部 | 保有車両 | |
|------------|------|--------------|-------|--------|------|----|
| 平成28年10月4日 | 一般 | 有限会社 内山モータース | 内山 政文 | 薩摩中央支部 | 普通車 | 3両 |
| | | | | | 小型車 | 2両 |

退会

| 退会年月日 | 事業種別 | 事業者名 | 代表者名 | 所属支部 | 保有車両 | |
|-------------|------|----------------------|-------|--------|------|--|
| 平成28年10月12日 | 一般 | 株式会社 福岡ソリク 鹿児島営業所 | 久利 一博 | 鹿児島南支部 | 普通車 | |
| | | | | | 小型車 | |

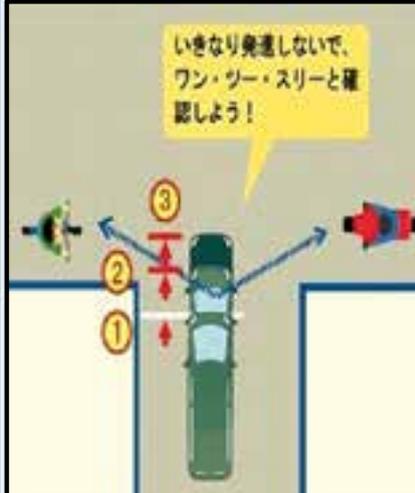
左右の見通しの悪い交差点を右左折する場合は、歩道を走行して来る自転車に十分注意しましょう。



歩道

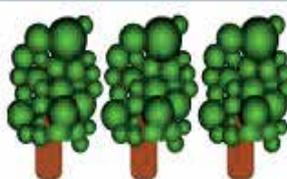


いきなり発進しないで、ワン・ツー・スリーと確認しよう！



**死角の確認
3つのキーワード**

- ① 停止線で停止
- ② 自転車を見せる
停止
- ③ 交差道路の安全を確認！




徐々に自転車の前部を出しながら歩道の相手に知らせる(見せる)！

交通安全ワンポイント・アドバイス



**事業用貨物が関与する事故は
◎交差点・横断歩道付近で多発しています!!**

・交差点等の死角に注意!!

建物等による**交差点の死角**や**カーブの作る死角**があることを認識し、交差点やカーブは速度を落とし、**危険を予測した運転**をしましょう!!



交差点の死角

・薄暮帯はライトを点灯!!

朝方や夕方の**薄暮時**には、自分の車の存在を知らせるために、**ライトを点灯**しましょう!!



カーブの死角



平成29年度安全性評価事業申請に向けた 説明会及び事故防止対策セミナーのご案内

平成 29 年度安全性評価事業（G マーク）の申請に向けた説明会を開催します。説明会終了後、G マークの加点対象となる事故防止対策セミナーの開催を予定しております。参加を希望される方は FAX にてお申込みください。

1. 日 時 **平成 28 年 11 月 17 日（木） 13：30 ～**
2. 場 所 鹿児島県トラック研修センター 大講堂
3. 対 象 平成 29 年度更新事業所及び新規申請予定事業所
4. 実施概要 **安全性評価事業申請に向けた説明会**
 - ・ 安全性評価事業の概要について
 - ・ 申請までのスケジュール
 - ・ 項目別判断基準について
 - ・ 必要書類の説明



事故防止対策セミナー

- 講師 自動車事故対策機構（NASVA）
- ・ 運輸安全マネジメントの取り組みについて
 - ・ 安全意識向上、関係法令遵守に関する内容 他

※ 終了後、安全性評価事業に関する個別相談

5. 申込方法 申込書に必要事項を記入の上、**FAX (099-262-5500)** にてお申込みください。

ご不明な点がございましたら適正化事業課 TEL (099-210-9498) までお問い合わせください。

平成 29 年度安全性評価事業申請に向けた説明会及び事故防止対策セミナー申込書

| | | |
|------|-----|-----|
| 事業者名 | | |
| 営業所名 | | |
| 連絡先 | TEL | FAX |
| 出席者 | | |
| | | |
| | | |

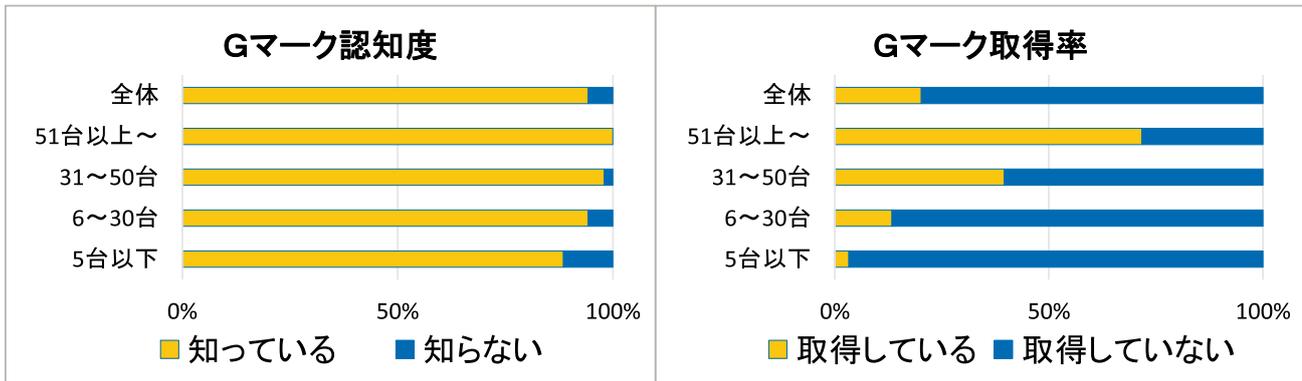
適正化事業課 FAX (099-262-5500)

Gマークアンケート集計結果（対象758社 回答率67%）

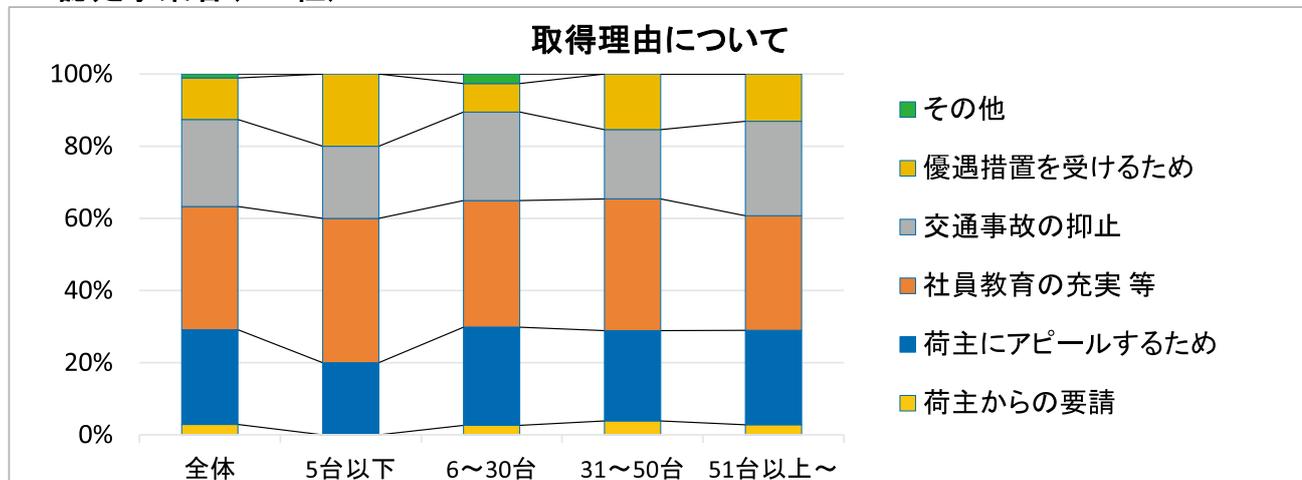
8月末に実施いたしました「安全性評価事業に関するアンケート」の結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。会員の皆様の御協力のおかげで、貴重なご意見を多数頂戴することができました。

皆さまからお寄せいただいた貴重なご意見・ご要望をもとに、今後の参考とさせていただくとともに、Gマークの更なる認定率の向上を図りたいと思います。

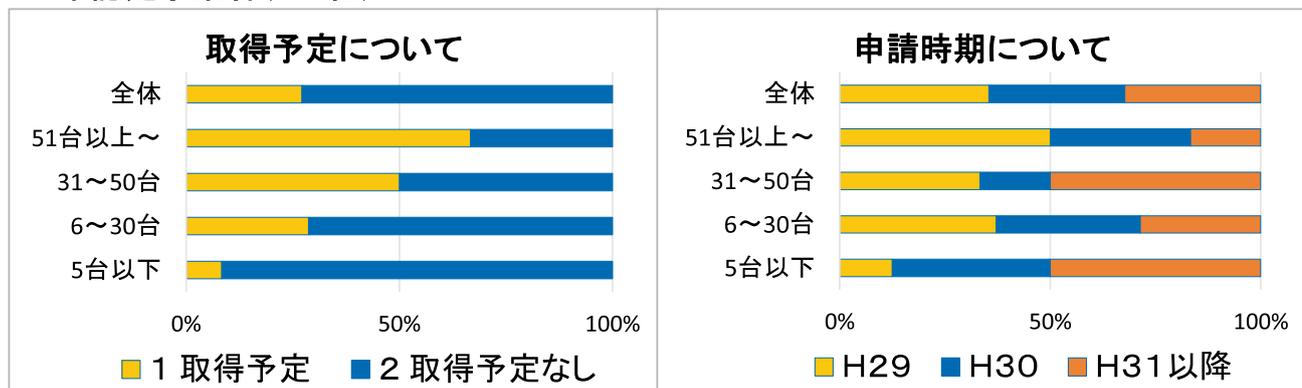
1. 全体(505社)



2. 認定事業者(102社)



3. 未認定事業者(403社)



取得理由やメリット等

取得理由

- 運送事業者は公道で仕事をしているので、他事より以上安全性（Gマーク）を優先すべき
- 社内的に取得を進めているため。

取得したことによる効果・メリット

社員教育の充実、意識の向上

- 講習や研修に自主的に参加するようになり、安全に対して「学ぶ」という姿勢が管理者に生まれた。
- 認定審査を事業所毎に実施しているため、安全に対する認識が各事業所の担当者まで浸透している。
- 従業員への指導教育など、内容を充実させることができた。
- 自社の安全に対する取り組みを客観的に評価できるようになった。
- 関係書類の整備、輸送品質の向上につながっている。

ドライバーの意識向上

- 交通事故、交通違反が減少した。
- 社員の運転、荷扱が良くなった。
- 車両の手入れを良くするようになり、車への愛着が出てきて事故の抑制となっている。
- 乗務員の安全に対する意識向上が高まり、連続運転や休憩時間確保の徹底ができた。
- Gマークステッカーを貼ることによる運転者の安全運転意識の向上が図られた。

荷主へのアピール

- 顧客、消費者に対して会社の安全、安心を目で見てわかるようにアピールできた。
- 運行管理に対する意識の向上が事故の削減につながり、お客様に求められる高品質な物流が提案できるようになった。
- 一部荷主から取得の有無を尋ねられ、取得している事で契約成立した。

経費の削減、優遇措置

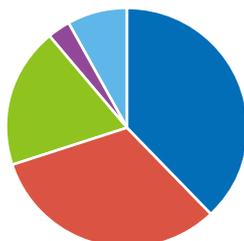
- 保険料の割引、助成金等の申請について、優遇措置がありメリットを感じた。
- 安全運転研修・講習会に参加時の費用助成があるため、経費節減になっている。
- 修理費が減少し、車両経費が節減された。燃費も改善した。
- IT点呼が導入できるようになった。

平成28年(9月)巡回指導結果

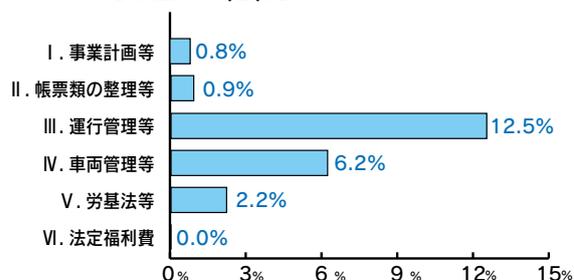
巡回指導評価別結果 (平成28年9月)

37件

| | |
|------|-----|
| ■ A | 38% |
| ■ B | 32% |
| ■ C | 19% |
| ■ D | 3% |
| ■ E | 0% |
| ■ 特巡 | 8% |



指導区分別(否)比率 (平成28年9月)



巡回指導結果では、B評価（適の割合：80%以上）が42%でした。

指導評価区分では「**Ⅲ. 運行管理等**」が**12.5%**の指摘となっております。

初任運転者に対する教育について指摘が多くなっております。

支部・部会だより

支部・部会開催状況

支部

| 月 日 | 行事名 | 場 所 |
|-----------|----------------------------------|--------------------------|
| 9月28日(水) | 平成28年度第2回鹿児島南支部定例会 及び労働安全セミナー | ホテル・パレスイン 鹿児島(鹿児島市) |
| 10月6日(木) | (任)トラック北部会第2回役員会 | ひめらぎ(鹿児島市) |
| 10月12日(水) | 平成28年度第2回鹿児島・種子屋久 支部役員会 | 鹿児島県トラック研修 センター(鹿児島市) |
| 10月15日(土) | 平成28年度第2回霧島支部定例会及び 労働安全セミナー | ホテル国分荘(霧島市) |
| 10月21日(金) | 平成28年度第2回薩摩中央支部役員会 | 手塚旅館(さつま町) |
| 10月26日(水) | 平成28年度第2回薩摩南支部役員会 | 鹿児島県トラック研修 センター(鹿児島市) |

部会

| 月 日 | 行事名 | 場 所 |
|-----------|------------------------------|--------------------------------|
| 10月7日(金) | 平成28年度重量部会荷主セミナー | ホテル・レクストン 鹿児島(鹿児島市) |
| 10月13日(木) | 平成28年度環境部会労働安全セミナー | ホテル・レクストン 鹿児島(鹿児島市) |
| 10月13日(木) | 平成28年度セメント部会労働安全セミナー | ホテル・レクストン 鹿児島(鹿児島市) |
| 10月14日(金) | 第22回南九州四県合同木材輸送部会 「鹿児島大会」 | ホテル・レクストン 鹿児島(鹿児島市) |
| 10月15日(土) | 南九州四県合同木材輸送部会「親睦ゴ ルフコンペ」 | ゴールドンパームカ ントリークラブ(鹿 児島市) |

会員の声

平成28年度第2回鹿児島南支部定例会及び労働安全セミナー

貨物運送事業におけるドライバー不足は、将来的には経営を圧迫し、企業存続が危ぶまれている状況であり、大変興味深く聴講した。今回の労働安全セミナーで得た手法を基に、優秀な人材確保をはかり、会社発展に寄与したいと考えます。

平成28年度第2回霧島支部定例会及び労働安全セミナー

労務管理の運用次第で、企業経営に与える影響が大きいことがわかり、勉強になりました。

平成 28 年度第 2 回鹿児島南支部定例会及び労働安全セミナー



平成 28 年度第 2 回霧島支部定例会及び労働安全セミナー



過積載違反状況

平成28年9月分

資料:鹿児島県警察本部

【積載物・違反取締状況】

| ■ 砕石 | 営業用 | | 自家用 | | 営業用 | | 自家用 | | 営業用 合計 | 自家用 合計 | 営/自 合計 |
|------|------|---|------------|---|-------|---|-----|---|-----------|-----------|-----------|
| | 5割未満 | | 5割以上 10割未満 | | 10割以上 | | | | | | |
| | 合計 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | |

1件の違反がありました。違反は自家用です。

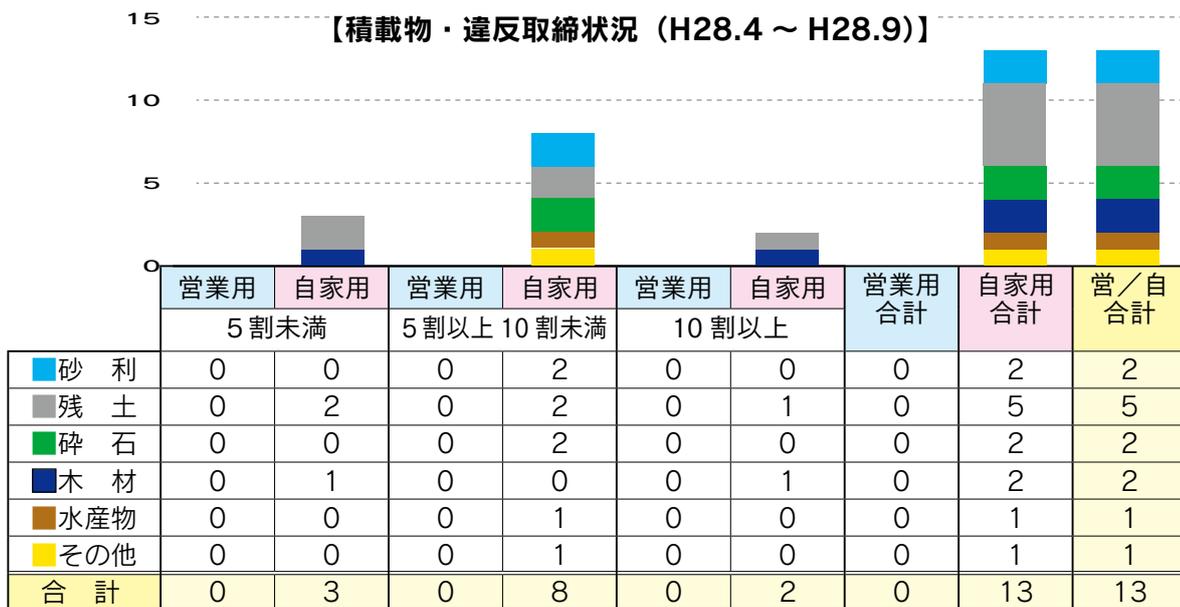
また、通行指示書※が1件交付されております。

※通行指示書交付とは、違反現場から目的地までの通行方法について指示をした場合。

過積載取締り状況(件数)

| 年/月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 累計 |
|-----|----|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----|
| H27 | 10 | 6 | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 28 |
| H28 | 5 | 1 | 2 | 1 | 3 | 1 | | | | | | | 13 |

【積載物・違反取締状況 (H28.4 ~ H28.9)】



積載物としては、残土・砂利・木材の違反が多く、業種では建設業が67%となっている。

鹿児島県トラック協会に寄せられた主な苦情内容 (平成28年9月)

- いつも自宅の前の空き地にトラックが停車しており、大変迷惑をしている。
- 国道を走行中に煽られた。指導をお願いしたい。

鹿児島県内における交通事故の発生状況

(平成28年9月末 資料:鹿児島県警察本部)

県内の交通事故状況

| | 発生件数 | 死者数 | 傷者数 |
|-------|-------|-----|-------|
| 平成28年 | 5,531 | 43 | 6,564 |
| 平成27年 | 5,875 | 52 | 7,005 |
| 増減 | -344 | -9 | -441 |

営業用貨物自動車の交通事故状況

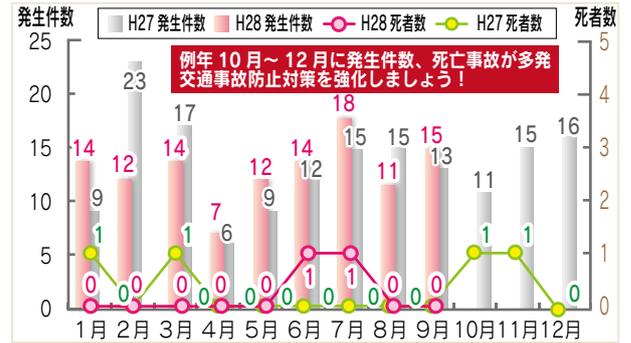
| | 発生件数 | 死者数 | 傷者数 |
|-------|------|-----|-----|
| 平成28年 | 117 | 2 | 141 |
| 平成27年 | 119 | 2 | 143 |
| 増減 | -2 | ±0 | -2 |



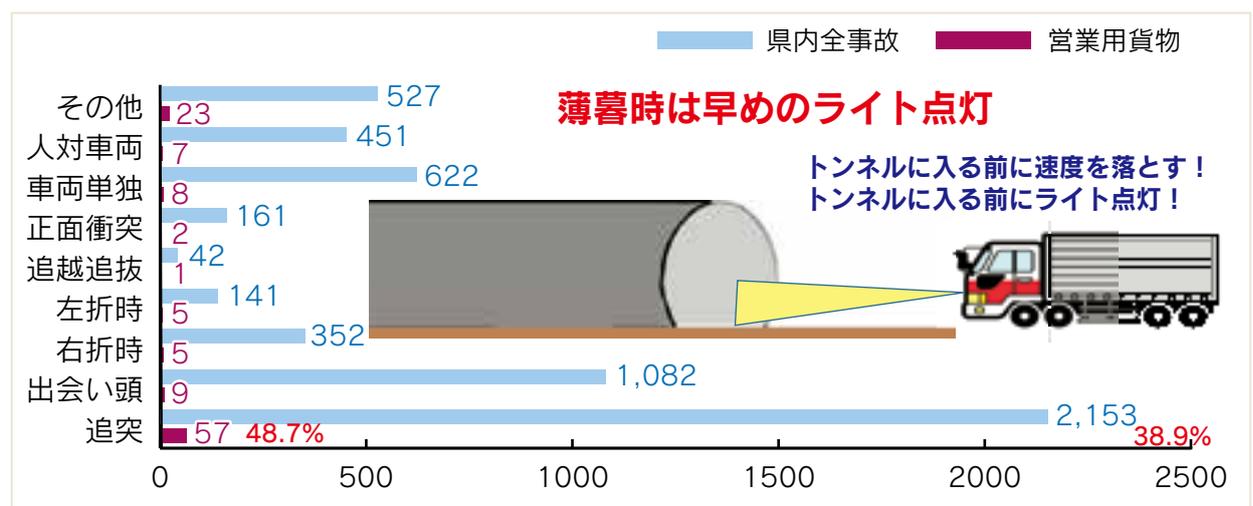
県内全交通事故月別状況



営業用貨物自動車月別発生状況

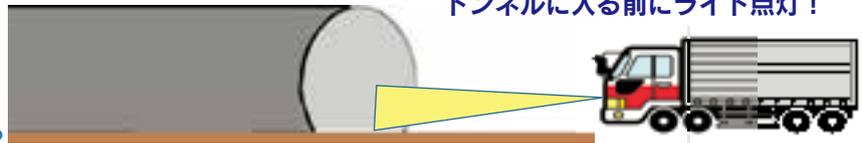


事故形態別(平成28年9月末現在)

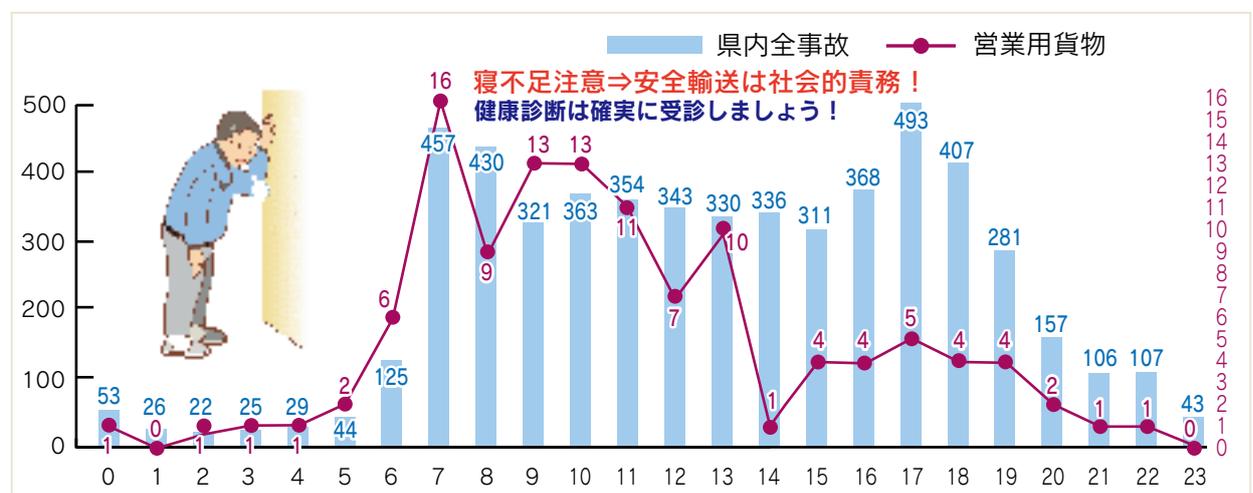


薄暮時は早めのライト点灯

トンネルに入る前に速度を落とす！
トンネルに入る前にライト点灯！



時間別発生状況(平成28年9月末現在)



軽油価格調査報告

(平成28年8月分 資料:全日本トラック協会)

●単純集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

| | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|--|--------|--------|-------|
| | 80.40 | 74.01 | 81.41 |

●元売別集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

| 元売名 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|-------------|--------|--------|-------|
| J X 日 鉱 日 石 | 80.64 | 73.03 | 81.77 |
| 出 光 | 81.99 | 72.58 | 83.42 |
| 昭 和 シ ェ ル | 83.00 | 74.66 | 83.95 |
| エクソンモービル | | 72.53 | |
| キ グ ナ ス | | | |
| コ ス モ | 81.00 | 74.40 | 79.43 |
| そ の 他 | 72.50 | 75.68 | 79.00 |

●月間購入量別集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

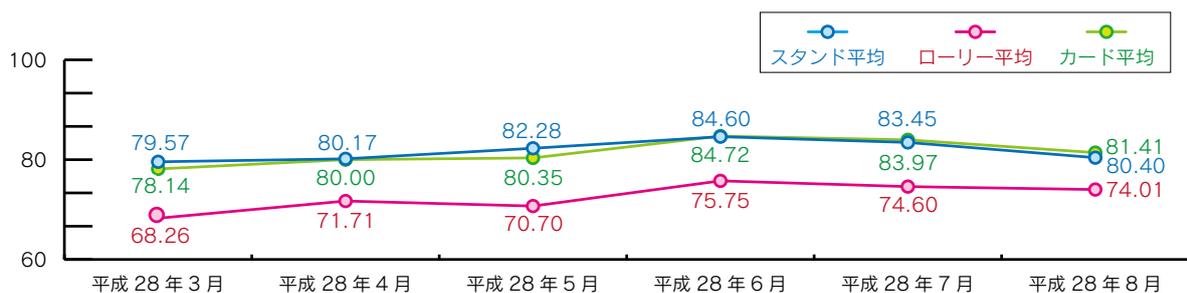
| 月額購入量 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|----------------|--------|--------|-------|
| 30キロリットル未満 | 81.56 | 73.70 | 81.56 |
| 30~50キロリットル未満 | 75.70 | 75.54 | 80.90 |
| 50~100キロリットル未満 | 72.30 | 73.57 | 80.25 |
| 100キロリットル以上 | | | |

●支払期限別集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

| | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|----------|--------|--------|-------|
| 30日未満 | 78.73 | 76.78 | 78.00 |
| 30~60日未満 | 80.55 | 73.50 | 82.19 |
| 60日以上 | 86.23 | 73.62 | 86.00 |

●軽油価格推移表



※上記価格には消費税が含まれておりません。

協会の動き

- ◆ 10月3日(月)・整備管理者「選任後」研修(トラック)
- ◆ 10月4日(火)・第2回トラビジョン21委員会
- ◆ 10月5日(水)・桜島火山爆発総合防災訓練参加機関打ち合わせ会
- ◆ 10月6日(木)・第21回全国トラック運送事業者大会(米子市)
 - ・鹿児島県鳥インフルエンザ等防疫演習
- ◆ 10月7日(金)・青運会トラックの日フェスティバル事前説明会
 - ・重量部会荷主セミナー
- ◆ 10月11日(火)・大隅自動車検査登録事務所設置促進期成会実行委員会総会
 - ・第2回物流効率化委員会
- ◆ 10月12日(水)・第2回鹿児島・種子屋久支部役員会
 - ・地域に輪を広げ、次世代に繋がる植樹活動(曾於市贈呈式)
- ◆ 10月13日(木)・セメント部会労働安全セミナー
 - ・環境部会労働安全セミナー
- ◆ 10月14日(金)・安全運転管理協議会事業主研修会
 - ・第22回南九州四県合同木材輸送部会「鹿児島大会」
- ◆ 10月15日(土)・南九州四県合同木材輸送部会「親睦ゴルフコンペ」
 - ・第2回霧島支部定例会及び労働安全セミナー
- ◆ 10月16日(日)・「トラックの日」フェスティバル2016
- ◆ 10月17日(月)・大容量泡放射システム訓練(資機材設置)
- ◆ 10月18日(火)・第5回正副会長会
 - ・交通労働災害防止管理者等研修会(メンタルヘルス対策セミナー含む。)
 - ・鹿児島県石油コンビナート等防災訓練
- ◆ 10月19日(水)・過積載合同街頭取締り
 - ・第2回適正化事業対策委員会
- ◆ 10月20日(木)・第3回総務委員会
 - ・大容量泡放射システム訓練(資機材撤収)
 - ・安全性優良事業所支局長表彰
- ◆ 10月21日(金)・第2回薩摩中央支部役員会
- ◆ 10月22日(土)・第48回全国トラックドライバー・コンテスト(～24日)
- ◆ 10月25日(火)・物流出前講座
 - ・第2回労働・安全・環境対策委員会
- ◆ 10月26日(水)・県交通被災者たすけあい協会臨時理事会他
 - ・第2回薩摩南支部役員会
 - ・整備管理者「選任前」研修
- ◆ 10月27日(木)・引越管理者講習
 - ・鉄道コンテナ施設等見学会
 - ・平成28年度四国・九州・中国ブロック各県専務理事業務連絡会議
- ◆ 10月31日(月)・適正化事業幹事会

協会の行事予定

- ◆ 11月1日(火)・不法投棄防止合同パトロール式
 - 第38回九州地区物流政策懇談会
- ◆ 11月2日(水)・第3回経営・近代化促進委員会
 - 物流に関する意見交換会
- ◆ 11月4日(金)・第6回社会保険事務基礎講座
 - 「フロン排出抑制法(改正フロン法)」説明会
 - 整備管理者「選任後」研修
 - 第3回薩摩北支部定例会及び労働安全セミナー
- ◆ 11月5日(土)・中央会青年部会チャリティゴルフ大会
- ◆ 11月7日(月)・中間監査
- ◆ 11月8日(火)・改正育児・介護休業法、男女雇用機会均等法説明会
 - 飼料畜産輸送部会 宮崎県・鹿児島県合同部会
- ◆ 11月9日(水)・整備管理者「選任後」研修
 - 九ト協専務理事業務連絡会議及び理事会
- ◆ 11月10日(木)・第2回桜島火山爆発総合防災訓練参加機関打ち合わせ会
 - 暴力団離脱者社会復帰対策協議会
 - 青運会トラックの日反省会
- ◆ 11月11日(金)・第2回セフティ会安全研修会
 - 荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育講習会
- ◆ 11月12日(土)・環境出前講座
 - 物流出前授業
 - 第12回ベストエコドライブ・コンテスト
 - 薩摩南支部健康セミナー及び報告会
- ◆ 11月17日(木)・第52回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会
 - 改正育児・介護休業法、男女雇用機会均等法説明会
 - 平成29年度安全性評価事業申請に向けた説明会
 - 鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン協議会
- ◆ 11月18日(金)・社会保険合同実務研修会
- ◆ 11月19日(土)・大隅北支部労働安全セミナー
- ◆ 11月21日(月)・年末年始の輸送等に関する安全総点検打合せ会議
- ◆ 11月22日(火)・第4回総務委員会
 - 第2回薩摩中央支部定例会及び労働安全セミナー
- ◆ 11月24日(木)・南九州四県合同セメント部会
 - 商工中金協力会講演会並びに懇親会
- ◆ 11月25日(金)・食料品部会荷主セミナー
- ◆ 11月28日(月)・全ト協引越部会
- ◆ 11月29日(火)・平成28年度九州沖縄ブロック適正化指導員研修会
- ◆ 11月30日(水)・改正育児・介護休業法、男女雇用機会均等法説明会

鹿児島県トラック協会年間行事予定表

行事予定だより（平成 28 年～ 29 年）

| 平成 28 年 | | |
|---------|----------------|--------------------------------------|
| 11 月 | 4 日(金) | 整備管理者「選任後」研修【鹿屋市】（鹿児島運輸支局） |
| | 9 日(水) | 整備管理者「選任後」研修【鹿児島市】（鹿児島運輸支局） |
| | 17 日(木) | 整備管理者「選任後」研修【大島郡和泊町】（鹿児島運輸支局） |
| | 17 日(木) | 平成 29 年度安全性評価事業申請に向けた説明会及び事故防止対策セミナー |
| | 7 日(月)、20 日(日) | 運行管理者等一般講習【都城市】（みゆき学園） |
| 12 月 | 5 日(月) | トラック運送事業者のための人材確保セミナー |
| 平成 29 年 | | |
| 1 月 | 13 日(金) | 初任運転者研修 |
| | 14 日(土) | 運行管理者等一般講習【鹿児島市】（おんが自動車学校） |
| | 23 日(月) | 整備管理者「選任後」研修【鹿児島市】（鹿児島運輸支局） |
| | 24 日(火) | 平成 28 年度物流セミナー |
| 2 月 | 18 日(土) | 幹部・管理者研修 |
| | 23 日(木) | 整備管理者「選任後」研修【鹿児島市】（鹿児島運輸支局） |
| 3 月 | | |
| 4 月 | | |
| 5 月 | | |
| 6 月 | | |
| 7 月 | | |
| 8 月 | | |
| 9 月 | | |
| 10 月 | | |



「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」実施のお知らせ

鹿児島労働局は、平成28年8月15日から11月30日までの間を「鹿児島労働局労働災害防止対策強化期間」に設定し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し、労働災害防止対策への重点的な取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化に取り組むこととしました。

労働災害のない安全・安心な職場の実現のために、労使一体となった積極的な労働災害防止対策の推進にご協力ください。

鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間 — H28.8.15~H28.11.30 —

県内の労働災害による休業4日以上の死傷者数が急増しています【グラフ1】

○ 平成28年上半期労働災害による被災者数【グラフ2】

死亡者数: 8人(前年同期と同数)

死傷者数: 776人(前年同期より125人・19.2%増加)

○ 転倒災害と墜落・転落災害で、全体の約5割を占める【グラフ3】

鹿児島労働局は、急増する労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」を設定・展開し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止への取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を図ることとしています。

労使一体となって、労働災害のない安全・安心な職場の実現のための積極的な取組を一層推進しましょう(「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間実施要綱」(裏面参照))。

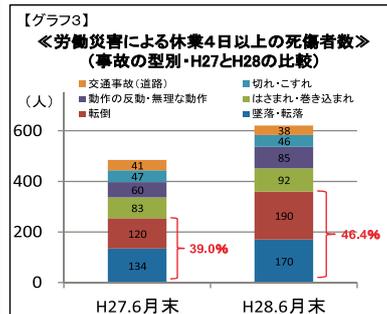
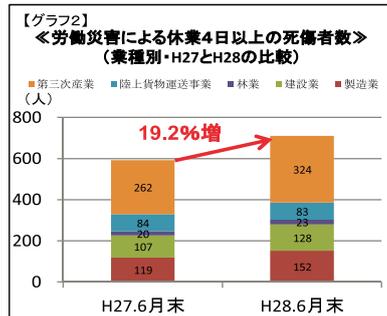
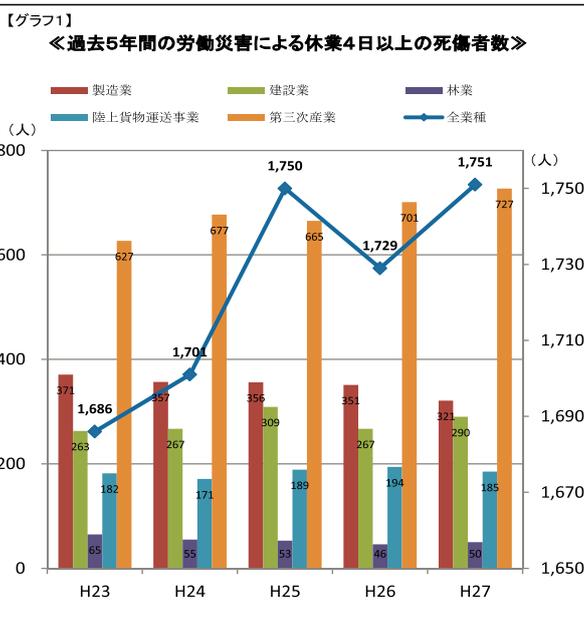
◇ 経営トップによる「安全パトロール」や「安全衛生活動の総点検」を実施しましょう。

◇ 職場における安全管理者・安全推進者等の選任など安全衛生管理体制等を整備・確立しましょう。

◇ 雇入れ時及び作業変更時の教育を確実に実施しましょう。

◇ 職場におけるリスクアセスメントを実施しましょう。 ◇ 熱中症予防対策に取り組みましょう。

◇ 高齢労働者の安全作業対策の実施に取り組みましょう。



鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間実施要綱(抄)

1 趣 旨

鹿児島県における労働災害による休業4日以上之死傷者数は、平成27年は過去5年間で最多となる1,751人まで増加し、平成28年上半年(1～6月)時点でも対前年比125人(19.2%)増の776人となっている。また、労働災害による死亡者数は、平成26年は21人、平成27年は17人と高止まりしている。これらの増加の背景として、人手不足の顕在化、企業における安全衛生管理体制の「ほころび」や作業の効率性を優先した安全対策の不徹底などの問題のほか、小売業を始めとする第三次産業においては、安全に対する意識が稀薄であることや安全についての研修や教育が的確に実施されていないこと、さらには高齢労働者数が増加する中、高齢労働者の加齢による身体機能の低下などを原因とする転倒災害の増加なども要因の一つと考えられる。

このような労働災害の急増を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止対策への重点的な取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を特に図る。

2 実施期間

平成28年8月15日～平成28年11月30日

3 実施者

鹿児島労働局、労働基準監督署

4 実施事項

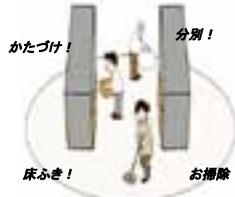
鹿児島労働局・労働基準監督署

- 労働災害防止団体、関係団体等に対する労働災害防止活動の取組強化に関する特別要請
- 建設現場パトロールの実施
- 社会福祉施設に対する集団指導の実施
- 食料品製造業・陸上貨物運送事業・小売業・社会福祉施設・医療保健業に対する自主点検の実施
- ストップ！転倒災害プロジェクト(*1)の周知・啓発
- 災害多発業種・災害発生事業場に対する監督指導等

(*1) STOP! 転倒災害プロジェクト



- (*2) 4Sとは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが4S活動です。



災害防止団体・業界団体等・事業者

【共通】

- 経営トップによる「安全パトロール」、「安全衛生活動の総点検」の実施
- 安全衛生管理体制等の整備・促進
- 雇入れ時・作業変更時教育の実施
- ストップ！転倒災害プロジェクトの取組促進
- リスクアセスメントの実施
- 高齢労働者対策
- 熱中症対策の実施

【食料品製造業】

- 4S活動(*2)の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進
- 食品加工用機械等によるはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害の防止対策の推進

【建設業】

- 足場・梁、はしご・脚立などからの墜落・転落災害防止対策の推進
- 伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進

【林業】

- 伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進

【社会福祉施設・医療保健業】

- 腰痛予防対策
- 4S活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進

【小売業】

- 4S活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進

鹿児島労働局健康安全課(H28.8月作成)



交通労働災害防止担当管理者等研修会(メンタルヘルス対策セミナー)

日時 平成 28 年 10 月 18 日 (火)
場所 かがしま県民交流センター 中ホール

講師

独立行政法人 労働者健康安全機構 横浜労災病院
勤労者メンタルヘルスセンター長 山本 晴義 氏
鹿児島労働局 労働基準部健康安全課 産業安全専門官 田代 義広 氏
警察本部 交通部交通企画課 企画調査係長 川嶋 啓 氏
鹿児島運輸支局 輸送・監査部門 運輸企画専門官 榊 登志幸 氏

受講者数

124 名

研修会内容

「今、なぜメンタルヘルスカ」
「労働災害防止対策等について」
「県内の交通情勢と交通事故防止対策」
「輸送の安全を確保するための諸施策」

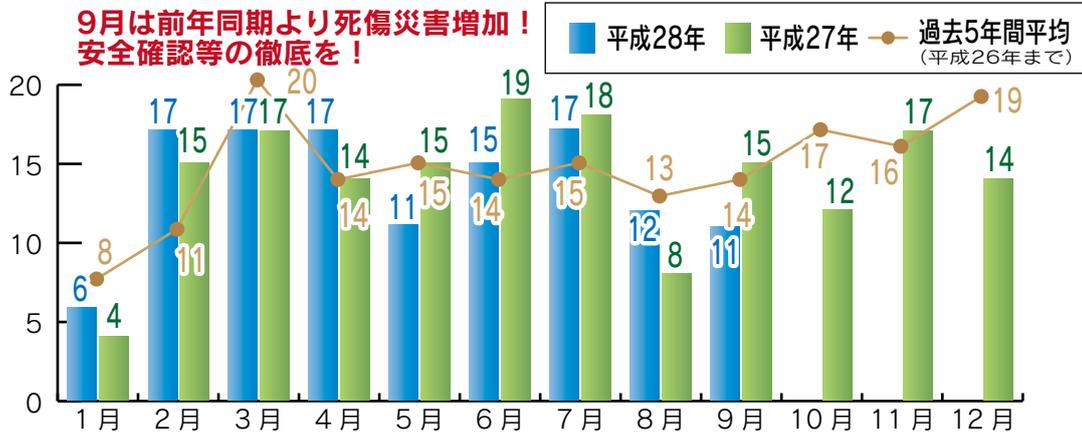
受講者の声

- ・講師の方の話が面白く、最後まで飽きずに楽しみながら受講できた。
- ・メンタルヘルス対策について、細かいところまで説明してくれて非常に勉強になった。
- ・交通事故の危険性を再認識でき、明日からの仕事に生かしていきたい。

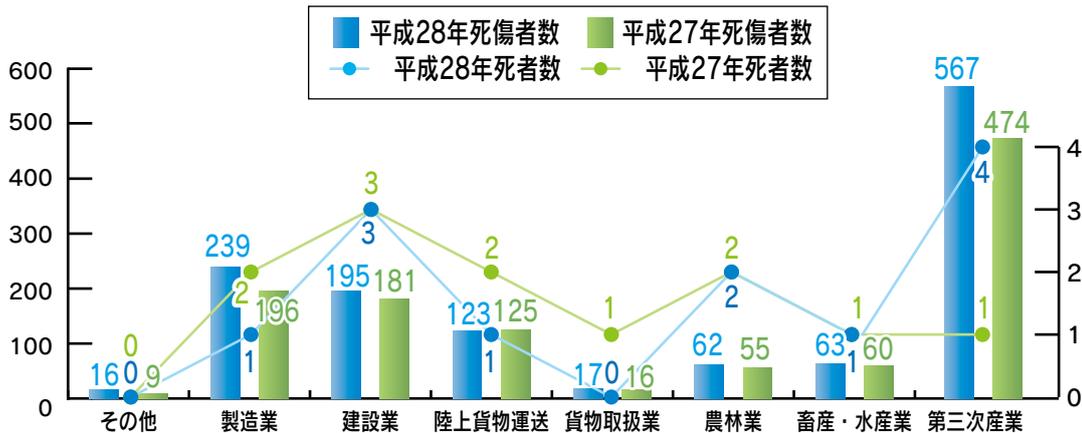


鹿児島県内における労働災害の発生状況(9月末現在)

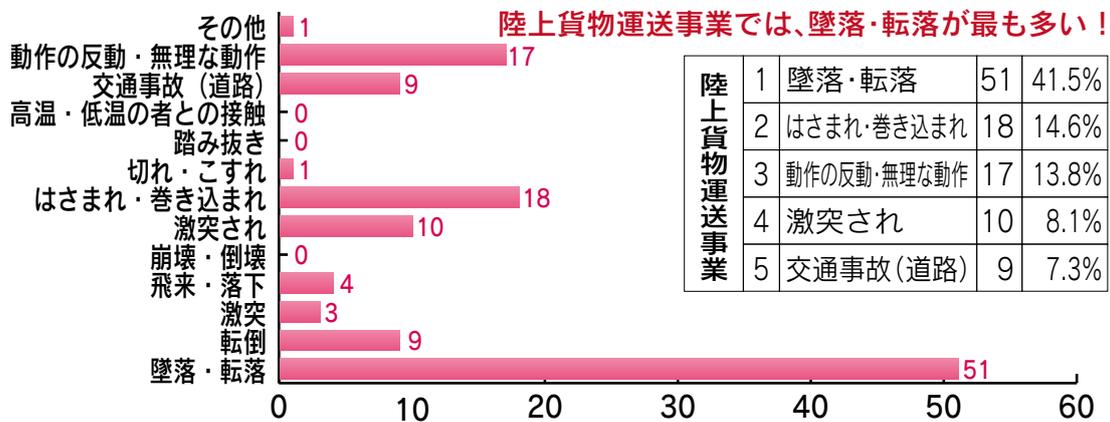
陸上貨物運送事業月別死傷災害発生状況



県内業種別死傷災害発生状況(累計)



県内の死傷災害形態別発生状況(平成28年)



Community Plaza

コミュニティ広場
[みんなのお知らせ掲示板]



家族のネタや
自慢したいペットなど
写真付きでどしどし
お送りください。

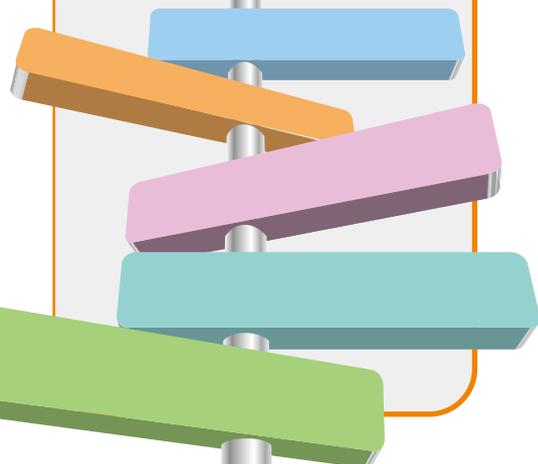
送り先

E-mail アドレス kentora@kta.jp まで
住所・営業所名・氏名(ペンネーム可)



COMMUNITY
PLAZA編集部

2016 WINTER
No.448
かごしま
トラック情報
Kagoshima truck information



下請けの 確かな技術に 見合った対価



11月は下請取引適正化推進月間です



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission
<http://www.jftc.go.jp/>



<http://www.chusho.meti.go.jp/>

●ご回覧をお願いします。

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |



トラックは、あなた。

あなたという人に届けるために
がんばっている、
それがトラックです。

～協会からのメッセージ～

船は港、列車は駅、飛行機も空港という「場所」に運ぶことはできるでしょう。しかしトラックは、「ひと」に届ける事ができる、唯一の存在なのです。運ぶことと届けることは、似ているようで少しちがう。あなたという人に届けるために困難を乗り越えてがんばっている。それがトラックです。

発行／公益社団法人 鹿児島県トラック協会
鹿児島市谷山港二丁目4-15
〒891-0131

☎099-261-1167

URL / <http://www.kta.jp>

E-mail / kentora@kta.jp

印刷 / 洵上印刷株式会社
